

## 庄内川水系では激甚水害に備え、今年度から洪水調節機能を強化します(概要)

～庄内川水系ダム管理連絡調整協議会において令和2年5月25日に治水協定を締結しました～

### ○庄内川水系ダム管理連絡調整協議会設置までの経緯

- 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」開催(R元 内閣に設置)  
ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け総合的な検討
- 同検討会議が「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を定めた(R元12/12)
- 基本方針に基づき、河川管理者と全ての既存ダム関係機関が連携して取組を進めるため  
「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置(R2 3/26)

### ○庄内川水系ダム管理連絡調整協議会

- 実施事項
  - 治水協定の締結
  - 各構成員が連携して取り組む事項の情報共有 [継続]
  - 大規模氾濫減災協議会との連携を確認 [継続]
- 構成
  - 国土交通省庄内川河川事務所(会長)
  - 岐阜県河川課
  - 土岐川防災ダム一部事務組合
  - 中部電力株式会社
- 実施状況
  - R2 5/14 第1回協議会を開催し治水協定案を協議
  - R2 5/14 事前放流を行う情報伝達演習を実施
  - R2 5/25 治水協定を締結

### ○庄内川水系(庄内川・土岐川)治水協定

- 治水協定の主な内容
  - 洪水調節機能強化の基本方針
    - ・洪水調節に利用可能な容量を新たに確保  
(洪水調節可能容量)
    - 小里川ダム =35万m<sup>3</sup>
    - 神徳農地防災ダム=23.9万m<sup>3</sup>
    - 庄内川水系 =最大計58.9万m<sup>3</sup>
  - 事前放流の実施方針
    - ・事前放流の実施判断の条件  
基準降雨量 208mm(小里川ダム地点)
  - 緊急時の連絡体制
    - ・関係機関間の即時・直接連絡体制の構築
  - 情報共有のあり方
    - ・関係機関間の共有情報(避難情報他)の共有方法

### ○庄内川水系ダム管理連絡調整協議会の詳細

- 庄内川河川事務所HP「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」をご覧ください
- URL [https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/renraku\\_kyougikai/](https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/renraku_kyougikai/)

## 庄内川水系では激甚水害に備え、今年度から洪水調節機能を強化します(参考図)

～庄内川水系ダム管理連絡調整協議会において令和2年5月25日に治水協定を締結しました～



# Twitterの開設について

令和元年10月の東日本台風時にアクセス集中により「川の防災情報」等のサイトに一時つながらなくなったことなどを踏まえ、庄内川に関する防災情報の提供の場を広げるとともに、様々な情報を広く発信していくため、庄内川河川事務所のTwitterを開設しました。



# 東海豪雨20年実行委員会運営会議を開催しました

令和2年9月で、東海豪雨から20年になります。  
2月18日（火）に庄内川河川事務所にて東海豪雨20年実行委員会運営会議を開催しました。  
実行委員会は、愛知県と県内の関係市町など15の関係機関で構成しています。

目的：  
東海豪雨を振り返り、地域とともに水災害に強い都市づくりをめざすために、愛知県、県内関係市町、国土交通省で「東海豪雨20年実行委員会」を組織しました。  
この災害で得た教訓等を継承し、「自らの命は自らで守る」という意識の重要性を地域で一体となって考えていきます。

- 日時：令和2年2月18日（火） 13時30分～15時00分
- 場所：庄内川河川事務所 会議室
- 内容：東海豪雨20年実行委員会第1回運営会議  
①規約の確認、②運営会議の申し合わせ事項について、③ロゴマークの紹介、④ホームページの開設について、⑤各機関の行事予定
- 構成組織：愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋地方气象台、庄内川河川事務所 15機関



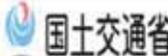
日置副所長の挨拶



会議状況

# 緊急速報メールを活用した洪水情報の プッシュ型配信について

多治見市の水防訓練【令和2年6月14日（日）】に併せて、洪水情報の緊急速報メールの配信訓練を実施します。

多治見市近隣のみなさまへ 

## 洪水情報の緊急速報メール **訓練**

の配信訓練を実施します(多治見市水防訓練項目)

**携帯電話やスマートフォンが一斉に鳴ります**

**○日時:令和2年6月14日(日)  
午前9時15分前後**

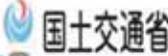
**※雨天の場合は実施しません  
多治見市水防訓練が中止の場合も  
実施しません**

**○配信エリア:多治見市全域**  
※多治見市以外への近隣へも  
配信される場合があります。

・国土交通省から、洪水により避難を促す内容の  
緊急速報メールを送信します。  
・実際の避難等の行動は必要ありません。

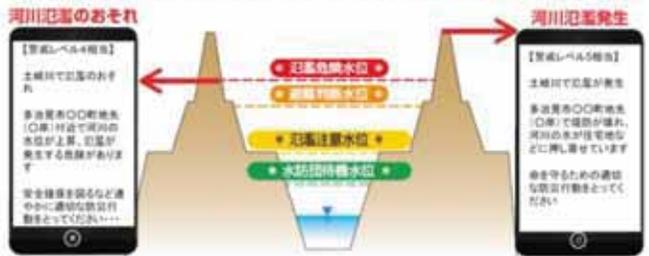
※注 NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル含む)の携帯電話、  
スマートフォン、タブレット端末等(対応機種のみ)をお持ちの方に配信されます。  
マナーモードでも携帯電話等が鳴動します。支障がある場合は、事前に受信設  
定を変更したり、電源を切るなどの対応をお願いします。

問い合わせ等  
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 調査課  
TEL:052-914-6713  
ホームページ: <https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/index.html>

緊急速報メールを活用した  
洪水情報のプッシュ型配信 

庄内川で大規模な洪水が発生した場合に、洪水の被害をうける危険性が  
高い地域の皆さまの携帯電話やスマートフォンに対して緊急速報メールによ  
る洪水情報をお送りします。  
この洪水情報を受けた場合は、テレビ・ラジオ等で市役所からの情報を確  
認し、安全の確保を図るなどの行動をとって下さい。

■配信対象者:配信対象エリア内の携帯電話ユーザー  
■配信する情報及び配信するタイミング:  
**氾濫危険水位を超えた時及び河川氾濫が発生した時**

河川氾濫のおそれ  河川氾濫発生

洪水情報のプッシュ型配信イメージ

河川管理者(国)・県庁 → 洪水情報 → 携帯電話会社 (NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク(ワイモバイル)) → 緊急速報メール → 住民の機種 → 川の防災情報

緊急速報メールが来たらまずチェック!  
 **川の防災情報**

# 水害リスクラインによる水位情報の提供

観測所地点の水位から上下流連続的な水位をリアルタイムで計算し、堤防の高さと比較することで危険度を表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進

## 水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示

現在整備中であり、完了次第自治体向けID・パスワードを周知予定

### 水害リスクラインの表示イメージ(山国川の例)

【平常時】

【平成30年7月豪雨時(再現)】



浸水想定区域図の重ね合わせ



2018/7/6 20:00  
CCTVカメラ画像の表示



カメラ画像イメージ  
(ポップアップ)

国水環防第27号  
令和2年3月25日

各地方整備局 河川部長 殿  
北海道開発局 建設部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
( 公 印 省 略 )

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

都道府県に対しては、別紙のとおり通知をしているので、管内の都道府県において取組が推進されるよう働きかけられたい。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするた

め、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

## 2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)

## 3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

## 4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

国水環防第27号  
令和2年3月25日

都道府県  
水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長

### 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

### 記

#### 1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

## 2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

<ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画>

[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)

## 3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

## 4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム (DiMAPS)」、「地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」) を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。

# 水害ハザードマップ作成の手引き

～効果果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを水害ハザードマップに**明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前にしっかり勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

### 第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップの**あり方**
- 1.2 水害ハザードマップの**構成**
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

### 第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

### 第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

### 第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

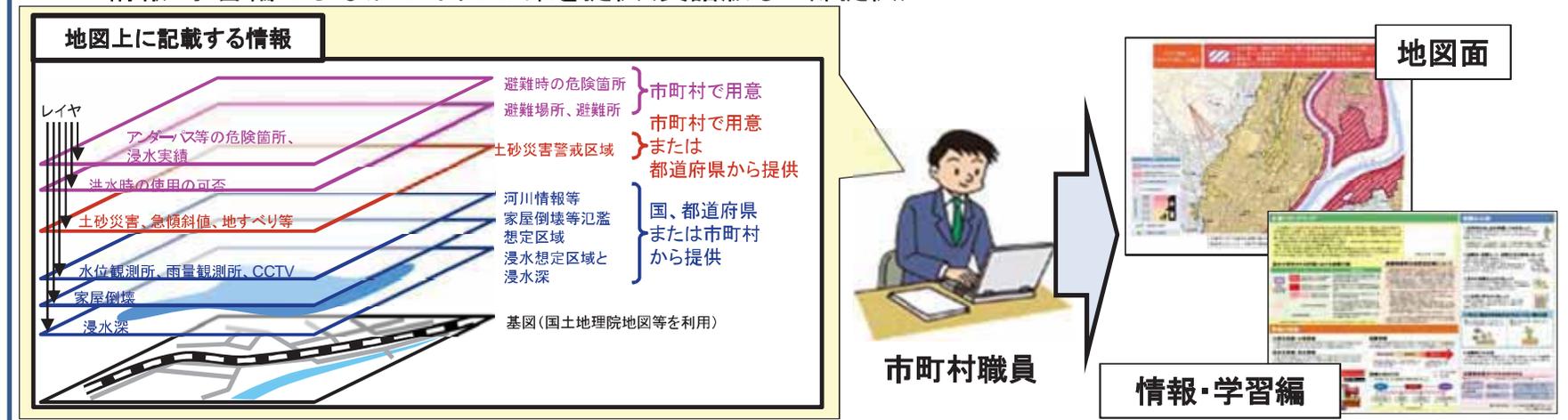
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

# 水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
  - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

## 水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

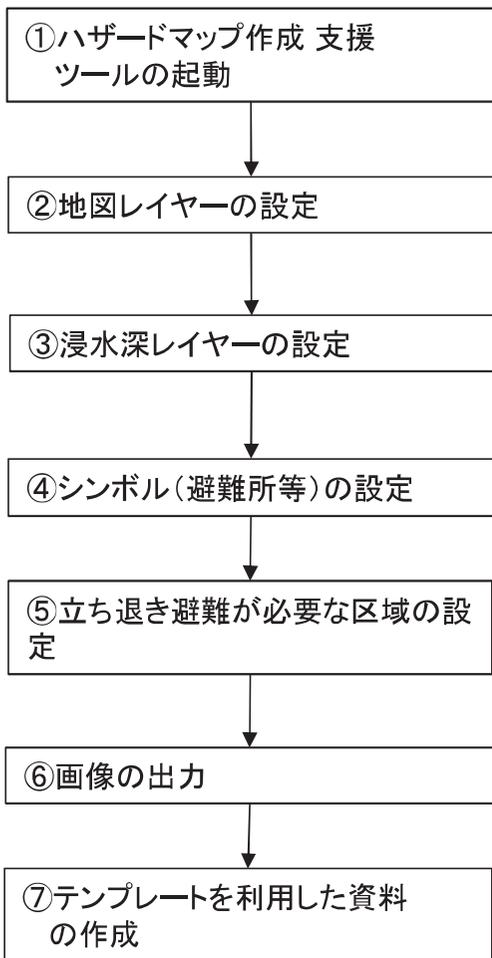
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



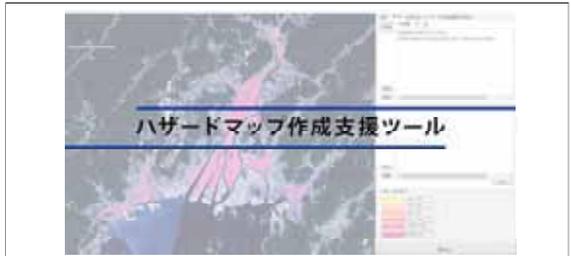
# 水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表([https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html))
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

## 動画の流れ



## 動画イメージ



タイトル画面



②地図レイヤーの設定



④シンボル(避難所等)の設定

## 作成イメージ



神奈川県大磯町の事例

府政防第 779 号  
消防災第 62 号  
健感発 0401 第 1 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部  
防災課長  
(公印省略)

厚生労働省健康局  
結核感染症課長  
(公印省略)

#### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定)(以下「基本的対処方針」という。)により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となります。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsi/pc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsi/pc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉

**TEL033015191**（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野（たての）

**TEL0323735**（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤

**TEL03352257**（直通）

令和2年4月7日  
事務連絡

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長 殿  
衛生主管部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け)を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定)に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### (可能な限り多くの避難所の開設)

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

#### (親戚や友人の家等への避難の検討)

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

#### (自宅療養者等の避難の検討)

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

#### (避難者の健康状態の確認)

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」\*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

**（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）**

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

**（避難所の衛生環境の確保）**

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

**（十分な換気の実施、スペースの確保等）**

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

**（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）**

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

**（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）**

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

**（参考）**

- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野（たての）  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤  
TEL 03-3595-2257（直通）

事務連絡  
令和2年4月30日

地方整備局等 防災担当部局  
河川・砂防担当部局 御中

水管理・国土保全局  
防災課  
河川環境課  
砂防部 砂防計画課

### 「避難の理解力向上キャンペーン」の取組を通じた防災教育等の支援について（依頼）

防災教育をはじめとする事前防災対策については、各地域の実情に応じ、これまでも皆様に積極的  
にご協力いただいているところですが、今般、豪雨災害を教訓とし避難対策の強化を検討するため、  
中央防災会議防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループにおいて、避難行動を促す防  
災の理解力を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が新た  
に示され、本取組の実施について、別添のとおり、内閣府（防災担当）及び消防庁から各都道府県宛  
（及び都道府県経由で市町村宛）に依頼されました。

本通知において、教育機関や福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼され  
た際に、市町村の防災主管部局は、必要に応じて河川事務所（災害情報普及支援室）や砂防事務所な  
ど国や都道府県の関係機関へ取り次ぎを行うことや、都道府県及び市町村の教育部局に対し、「防災  
教育ポータル」など防災教育に活用できる参考教材を説明することについて、各都道府県宛（及び都  
道府県経由で市町村宛）に依頼されています。（別添資料1）

また、学校の安全確保を図るに当たり、各学校に対して地域の災害リスクに関する情報を提供する  
ことや、出前講座や防災教材の提供等を通じて防災教育を支援することなどについて、文部科学省か  
ら関係省庁に協力依頼がされているところです。（別添資料2）

貴職におかれましては、これらの趣旨をご理解の上、引き続き、地域における防災教育等の支援を  
通じて、住民一人ひとりの的確な避難に資する取組にご協力いただきますとともに、地方公共団体等  
からの要請があった場合には、積極的な助言や技術的支援をお願いいたします。

なお、現在、全国で新型コロナウイルス感染拡大防止への対応がとられていることに鑑み、本依頼  
に関する取組の実施に当たっては、当面、地域の実情や貴所属の業務執行体制に応じて、可能な範囲・  
方法で実施いただきますようお願いいたします。

#### 【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課	山崎	yamasaki-w96cb@mlit.go.jp	(内線 35722)
(直通：03-5253-8457)	五十嵐	igarashi-y8310@mlit.go.jp	(内線 35836)

河川環境課 水防企画室	西川	nishikawa-m2qp@mlit.go.jp	(内線 35454)
(直通：03-5253-8460)	大利	ohri-y84if@mlit.go.jp	(内線 35456)

砂防計画課 地震・火山砂防室	山路	yamaji-h84g7@mlit.go.jp	(内線 36153)
(直通：03-5253-8468)	石井	ishii-t2f6@mlit.go.jp	(内線 36155)

府政防第 819 号  
消防災第 72 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策総括官 (防災担当) 付参事官 (調査・企画担当)  
消防庁 国民保護・防災部 防災課長  
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について (通知)

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号 (令和元年東日本台風) 等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。

(報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/index.html>)

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力 (以下「避難の理解力」という。)を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。(当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい)

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号)を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を發出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

## 1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人と人の接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

### (1) ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえてとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2，3：

<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworki/ng/pdf/houkoku/campaign.pdf>

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

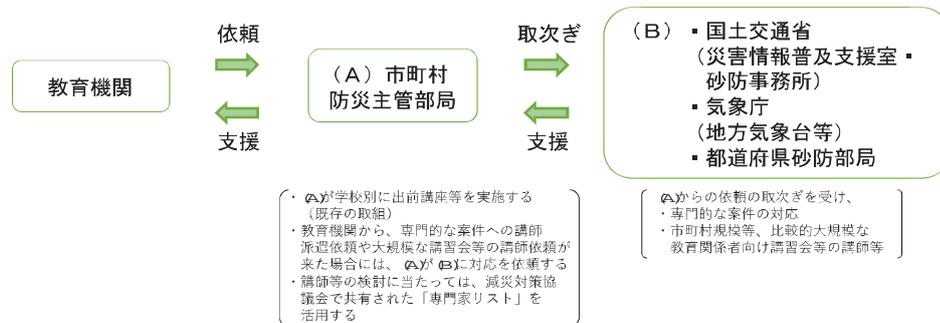
### (2) 水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi\\_nankankoku/h30\\_hi\\_nankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/h30_hi_nankankoku_guideline/index.html)

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.nhit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

[http://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/knownfukukyouzai/index.html](http://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/knownfukukyouzai/index.html)

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://arzenkyouiku.next.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー (再掲)
- ・災害・避難カード: 災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi\\_nankankoku/saigai\\_jireisyu.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/saigai_jireisyu.html)

- ・マイ・タイムライン: 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://mytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育におけるこれら支援(新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。)があることについて、別途通知予定。

**(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組**

台風第 19 号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

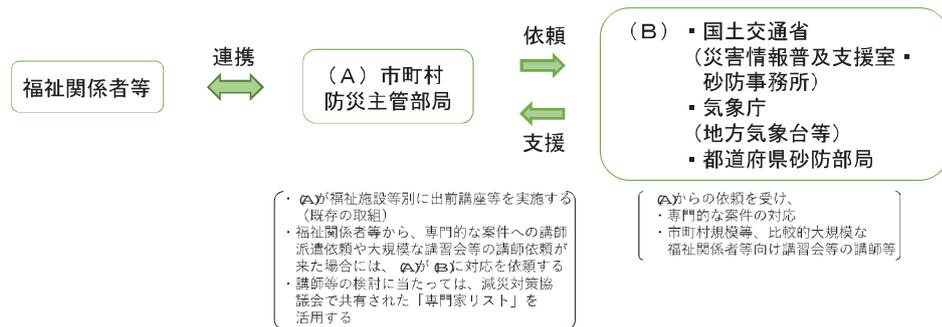
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



#### (4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

## 2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成 31 年 3 月改訂）」において、警戒レベル 4 避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば 3 回に 1 回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることがないように必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
  - ・ Web サイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
  - ・ ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
  - ・ キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）に記載のとおり、洪水等の災害時には、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

## 3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

#### 4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第 19 号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付  
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査

**TEL: 03-301-5333 FAX 03-301-6820**

- 消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、亀田係長

**TEL: 03-523-7325 FAX 03-523-7335**

令和元年台風第 19 号等を踏まえた  
水害・土砂災害からの避難のあり方について  
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する  
ワーキンググループ

## 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
  - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
    - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
    - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
    - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
      - ◇ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
      - ◇ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等<sup>32</sup>は避難、警戒レベル4で全員避難であること
      - ◇ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
      - ◇ 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
      - ◇ 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
      - ◇ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
      - ◇ 警戒レベル5災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
      - ◇ 警戒レベル5災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

<sup>32</sup> 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

### III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

#### 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
  - ◇ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
  - ◇ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
  - ◇ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。
- ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
  - ・ 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和2年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
- ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
- ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
- ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言  
6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
  - ・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に  
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。  
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル 3 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル 3 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル 4 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル 4 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 台風・豪雨時にそなえてハザードマップといっしょに「ひなん行動判定フロー」を確認しましょう

平時に  
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、  
自宅の災害リスクととるべき行動を  
確認しましょう。

## ひなん行動判定フロー

●あなたがとるべきひなん行動は？

必ず取組みましょう

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップはしん水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起る可能性があります。

家がある場所に色がぬられていますか？

いいえ

色がぬられていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどに住んでいる場合は、市区町村からのひなん情報を参考に必要な時は、ひなんしてください。

はい

災害の危険があるので、自宅ではなく安全な場所へのひなんが必要※です。

例外

※しん水の危険があっても、  
①こうずいにより家屋がたおれり、くずれたりしてしまうおそれがない区域である  
②しん水する深さよりも高いところにいる  
③しん水しても水がひくまでがまんできる、水・食料などのそなえが十分にある場合は自宅に残り安全確保することも可能です。  
※土砂災害の危険があっても、十分がんじょうなマンション等の上の階に住んでいる場合は自宅に残り安全確保することも可能です。

自分またはいっしょにひなんする方はひなんに時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいてお世話になることができるしんせきや知り合いの人はいますか？

はい

いいえ

けいかいレベル3が出たら、安全なしんせきや知り合いの家にひなんしましょう(日ごろから相談しておきましょう)

けいかいレベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急ひなん場所にひなんしましょう

安全な場所に住んでいてお世話になることができるしんせきや知り合いの人はいますか？

はい

いいえ

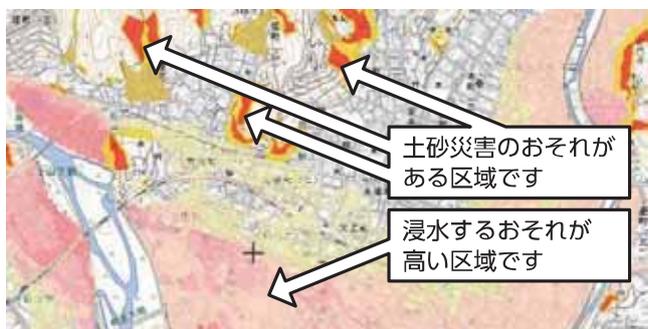
けいかいレベル4が出たら、安全なしんせきや知り合いの家にひなんしましょう(日ごろから相談しておきましょう)

けいかいレベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急ひなん場所にひなんしましょう

# 避難行動判定フローの参考情報

## ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

### 水害

洪水浸水想定区域  
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

### 凡例

#### 土砂災害

土砂災害警戒区域：  
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップホームページ

検索



## ハザードマップの見方

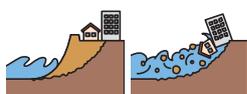
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

### ③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分な



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

## 避難情報のポイント

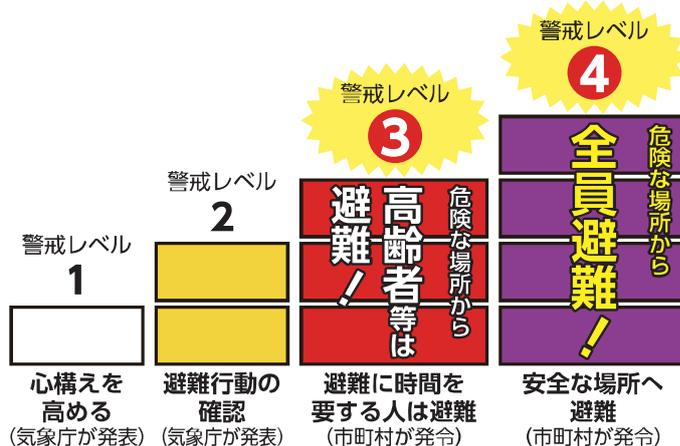
!..... 必ず確認してください !

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5 災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

### ■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

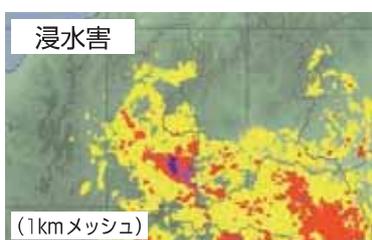
気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

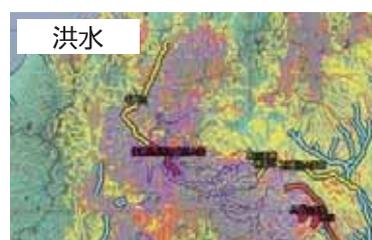
危険度分布 検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

\*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### ■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内容：避難情報		名称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内容：河川水位や雨の情報	
警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	
		防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
		浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から 全員避難	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から 高齢者などは避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	2相当	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	1相当	---

\*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。  
 (参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

事務連絡  
令和2年3月12日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）  
総務省消防庁国民保護・防災部防災課  
国土交通省水管理・国土保全局防災課 御中  
国土交通省 国土地理院応用地理部 地理情報処理課  
気象庁総務部企画課防災企画室

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）

日頃より文教施策の充実につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

文部科学省では、近年の地震・津波・豪雨災害等の自然災害の発生を受け、過日、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）」を都道府県・指定都市の教育委員会等に対し通知し、各学校における安全計画や危機管理マニュアルの改善及び学校、家庭、地域、関係機関との連携・協働の体制等についての見直しを依頼したところです。

しかし、自然災害が発生すれば、被害は地域全体に及ぶことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があります。そのため、関係機関や地方公共団体の防災関係部局等と学校設置者（教育委員会等）や各学校との間で、日頃からの連携強化を図ることが極めて重要だと考えております。

具体的には、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを図る際の学校設置者や各学校の支援・助言（地域の災害リスクに関する情報提供等）や各学校が実践する防災教育の支援（出前授業・防災教材の提供等）の御協力をお願い申し上げます。

貴府省庁におかれましては、管下関係部局や団体に、別添通知を広く周知していただきますよう何卒よろしくお願いたします。

○留意事項

- ・別添通知文は、文部科学省ホームページに掲載しております。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1422067\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067_00001.htm)

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係

電話：03-5253-4111（内線 2670）03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3719 e-mail:anzen@mext.go.jp

写

元教参学第31号  
令和元年12月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1校の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主幹課長  
専修学校を置く各国立大学法人担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長

三好



(印影印刷)

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、格段の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されております。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 学校保健安全法に基づく取組について

#### (1) 学校における取組

##### ①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法（以下「法」という。）第27条により、各学校が策定することが義務付けられております。各学校においては、必ず策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行ってください。

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施していただきますようお願いいたします。

(参考) 学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

##### ②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。

各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育についても取り入れるよう検討をお願いします。

(参考)

- ・小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）解説 総則編
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）解説 総則編
- ・学校安全ポータルサイト

### ③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第 29 条により、危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられています。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件から危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、各段階において取るべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなっているか。
- ・安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、安全教育と安全管理の一体的な活動が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引

### ④学校環境の安全の確保

法第 28 条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いします。

## (2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第 26 条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしてされています。

各設置者においては、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いいたします。

また、法第 28 条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図るようお願いいたします。

## 2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

### (1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害（洪水・高潮）の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いいたします。

また、要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。）又は避難促進施設（津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。）に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いいたします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

### (参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

## (2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があり、こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いします。

各設置者におかれては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号に規定する「浸水想定区域」をいう。）、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。）に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2、津波防災地域づくり法第71条に規定する「避難確保計画」をいう。）を作成することを指導・助言してください。

## 3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願いします。

### (参考)

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びのみらい」ウェブサイト）
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）

(参考) 関係条文

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を策定している学校の割合	危機管理マニュアルを作成している学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)  
 学校安全計画作成例は付録 (126 ページ～) に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf)  
 防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224 ページ～) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) 解説 総則編  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf)  
 防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (240 ページ～) に記載されています。
- ・学校安全ポータルサイト  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>  
 各都道府県の様々な防災教育の実践が掲載されております。
- ・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/saigai02.pdf>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyoudata/all.pdf>
- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について (通知)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416128.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm)
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)  
[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf)

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1422067.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm)
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）  
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）  
<http://nmisc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>

【本件担当】  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2670）  
E-mail：anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 12 日

各河川関係事務所、各ダム管理所

防災担当課(係)長 殿

河川・砂防担当課(係)長 殿

防災室 室長補佐

河川部 建設専門官

河川計画課 課長補佐(砂防)

「避難の理解力向上キャンペーン」の取組を通じた防災教育等の支援について(情報共有)

防災教育をはじめとする事前防災対策については、各地域の実情に応じ、これまでも積極にご協力いただいているところですが、この度、水管理・国土保全局防災課、河川環境課、砂防部砂防計画課より別添のとおり事務連絡があったので、情報共有いたします。

各事務(管理)所におかれましては、本省事務連絡の趣旨をご理解の上、引き続き、地域における防災教育等の支援を通じて、住民一人ひとりの確な避難に資する取組にご協力いただきますとともに、地方公共団体等からの要請があった場合には、積極的な助言や技術的支援をお願いいたします。

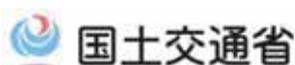
なお、現在、全国で新型コロナウイルス感染拡大防止への対応がとられていることに鑑み、本依頼に関する取組の実施に当たっては、当面、地域の実情や貴所属の業務執行体制に応じて、可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- ・防災室 室長補佐 土屋 (85-2152)  
運用企画係長 小林 (85-2165)
- ・河川部 水災害対策センター 建設専門官 川嶋 (85-3882)  
水災害対策係長 二郷 (85-3893)  
河川計画課 課長補佐 堀 (85-3619)  
総合土砂災害対策係長 酒井 (85-3646)

# 国土交通省 防災教育ツールの紹介

国土交通省 水管理・国土保全局  
防災課  
砂防計画課

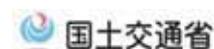


国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

## 資料内容



国土交通省

○防災教育ツールの紹介と学校教育での活用方法(P3 ~ P4)

○防災カードゲームの概要(P5 ~ P8)

○防災教育動画の概要(P9)

○防災教育ツールの入手方法(P10)

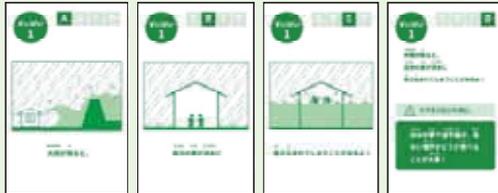
国土交通省では、子供たちが遊びながら防災について学ぶための防災教育ツールを作成し、防災教育ポータル※に公開しています。

本資料では、国土交通省の公開している防災教育ツールの活用方等について紹介します。

※<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

## ① 防災カードゲーム(概要はP5～P8で説明)

すいがい編



つなみ編



どしゃ  
さいがい編



## ② 防災教育動画(概要はP9で説明)



水害に関する映像教材



土砂災害に関する映像教材

3

# 防災教育ツールの活用方法について

- 防災教育ツールを防災教育の授業の一環で活用したり、休み時間や放課後に生徒自らが使って遊べるようにすることで、楽しみながら防災に関する知識を学ぶことができます。
- 国土交通省の出前講座や教員が生徒に指導する形式の他、高校生が小中学生に指導する等、教える立場で活用することでも学習することができます。

### 学校教育での活用例

(カードの例)



防災教育の時間にグループを組んでカードゲームを体験し、災害から命を守るための知識や日頃の備えを学習

(動画の例)



防災教育の時間に防災教育動画を視聴し、災害から命を守るための知識や日頃の備えを学習

### 指導の例



国土交通省の出前講座



教員が生徒に指導



高校生が小中学生に指導

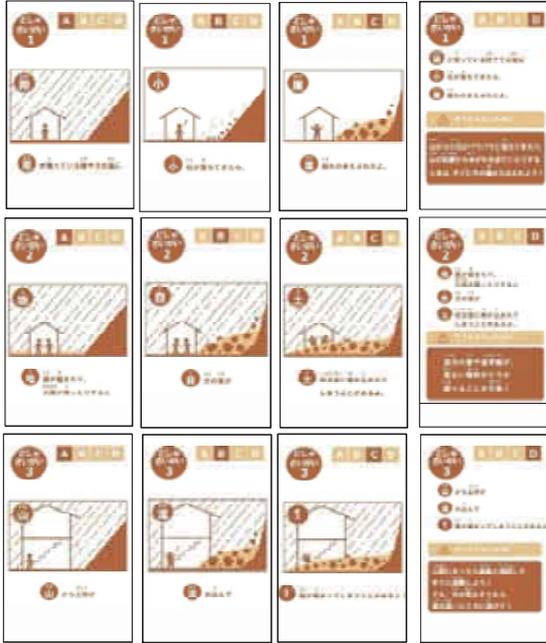
46

4

# ①防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」の概要

## カードの構成

災害の種類1～7と、それぞれの災害ごとの発生の時系列A～Dで構成されています。  
※すいがい編、つなみ編、どしゃさいがい編で共通です。



5

# ① 防災カードゲーム「このつぎなにがおきるかな？」遊び方例①

## 遊び方例① 7ならべ

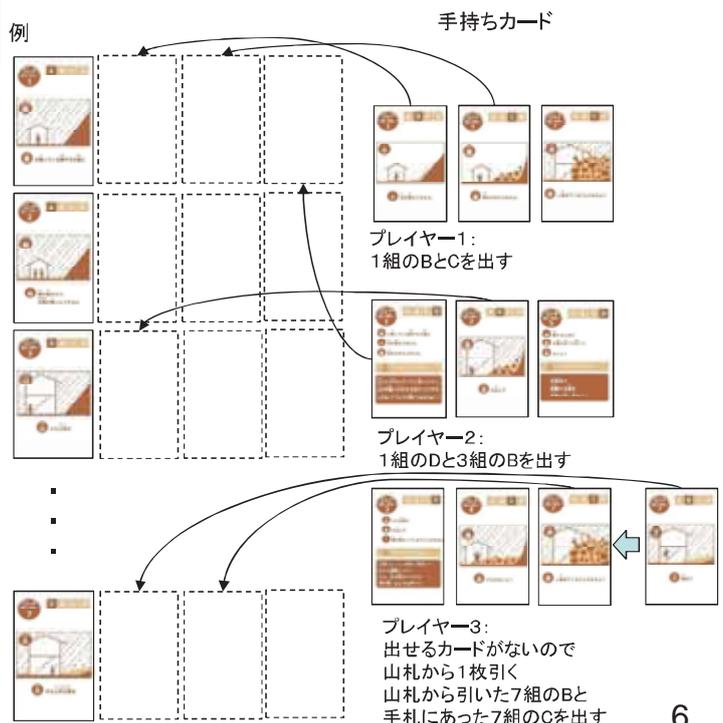
**狙い**  
災害の種類ごとの前兆現象や避難のポイントを時系列で整理することで、避難の知識を学びます。

**【進め方】** 人数の目安: 2～4人

- ①Aと書かれたカードを1～7の番号順に横に並べます。
- ②プレイヤー全員に、3枚程度均等にカードを配ります。余ったカードは裏面にして山札カードにします。
- ③じゃんけん等で最初のプレイヤーが、手持ちカードの中からBと書かれたカードを場に出ているAのカード(同じ組のカード)にならべて出すことができます。同じ組のカードで、B→C→Dと続くカードを持っている場合は、1回の中で続けて出すことができます。無い場合は山札カードを引き、出されているカードに続くカードがあれば置くことができます。なければ引いた山札カードを手持ちカードにして(1枚増える)、次の人にパスします。
- ④2番目以降のプレイヤーは、③の繰り返しです。
- ⑤Dのカードを出したプレイヤーは、ABCカードのコメントとDカードの「！」マークコメント(そうならないために)を声に出して読み上げて下さい。
- ⑥最初に手持ちカードが無くなったプレイヤーが勝ちです。

### 【振り返り】

並べられたA～Dまでのカードをもとに、災害から気をつけること、逃げるための注意事項について、気づいたことを話し合しましょう。



# ① 防災カードゲーム「このつきなにながおきるかな？」遊び方例②

## 遊び方例② かるた

### 狙い

災害の種類ごとに前兆現象や避難のポイントを確認し、避難の知識を学びます。

### 【進め方】人数の目安: 3~6人

- ① Dと書かれたカードを「かるた」の「読み札」にします。
- ② 残りのカード(A~C)をテーブルに並べ「かるた」の「取り札」にします。
- ③ 読み上げ係が、Dのカードに書かれたコメントを読み上げます。
- ④ ほかのプレイヤーは、読み上げられたコメントと同じ組のカードを素早く取ります。  
カードは、プレイヤーがABCをバラバラに取ることができます。  
一人のプレイヤーが一度にABCの3枚を取ることができます。
- ⑤ 取ったプレイヤー全員で、ABCカードのコメントとDカードの「！」マークコメント(そうならないために)を声に出して読み上げて下さい。  
一番多くカードを取ったプレイヤーが勝ちです。

### 【振り返り】

並べられたA~Dまでのカードをもとに、災害から気をつけること、逃げるための注意事項について、気づいたことを話し合しましょう。

### 例 読み札



# ① 防災カードゲーム「このつきなにながおきるかな？」遊び方例③

## 遊び方例③ ババ抜き

### 狙い

災害の種類ごとの前兆現象や避難のポイントの関連を確認し、避難の知識を学びます。

### 【進め方】人数の目安: 6~8人

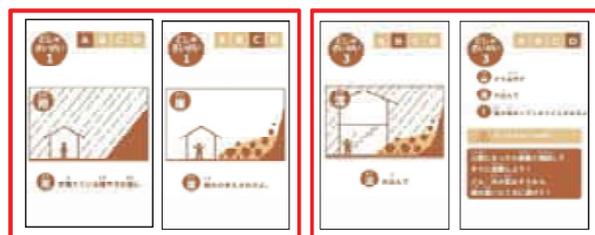
- ① プレイヤー全員に、同じ枚数のカードを配ります。  
このとき、「これくらいならだいじょうぶかも・・・」カードも1枚混ぜて配ります(トランプのジョーカーの役割です)。
- ② おなじ組のABCDカードのうち、2枚のカードをペアカードとして、テーブルに置くことができます。(プレイヤー全員が見える場所に組ごとにABCDの順番で置いて下さい)  
(ペアカードの例1:「どしゃさいがい1」の組「A」と「C」)  
(ペアカードの例2:「どしゃさいがい3」の組「B」と「D」)
- ③ じゃんけん等で最初の人(が)、隣の人のカードを引きます。  
ペアとなるカードが引ければテーブルに置きます。
- ④ これらを繰り返し最初に手持ちカードが無くなったプレイヤーから抜けていき、最後に「これくらいならだいじょうぶかも・・・」カードが手元に残ったプレイヤーが負けです。  
負けたプレイヤーは最後に「だいじょうぶではありません！」と言って下さい。

### 【振り返り】

並べられたA~Dまでのカードをもとに、災害から気をつけること、逃げるための注意事項について、気づいたことを話し合しましょう。



「これくらいならだいじょうぶかも・・・」カード



ペアカードの例1

ペアカードの例2

## ② 防災教育動画の概要

水害、土砂災害時の危険な状況を理解し、命を守るための知識と日頃の備えについて解説しています。防災教育の授業の一環で活用することで、楽しみながら防災に関する知識を学ぶことができます

### 洪水から身を守るには ～命を守る3つのポイント～

**災害時の危険なシーン**  
水害の危険なシーンを紹介



**命をまもるためのポイント**  
命を守るためのポイントについて詳しく紹介



#### ポイント

- ① どんな危険があるのかを調べてお家で話し合おう
- ② 浸水がはじまるまえに逃げよう
- ③ 安全に逃げる方法をしておこう

### 水防団の神様 ～山からの知らせ～

**災害時の危険なシーン**  
土砂災害の危険なシーンを紹介



**命をまもるためのポイント**  
命を守るためのポイントについて詳しく紹介



#### ポイント

- ① 災害が起きる前に避難しよう
- ② 早めの避難のために、雨や土砂災害の危険性を知らせる情報などをテレビやスマホ、ホームページなどで集めて、避難の判断の参考にしてみよう
- ③ 住んでいる町から「避難勧告」と「避難指示」の情報が発表されたら、安全を確かめながらすぐに避難しよう

9

## 防災教育ツールの入手先等について

○教員自身で国土交通省防災教育ポータルからツールをダウンロードし、授業等でご活用いただけます。

防災教育ポータル  検索  
URL : <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



防災教育ポータルトップページ



防災カードゲームのダウンロード



防災教育動画の視聴・ダウンロード

○国土交通省では防災教育に関する出前講座も行っております。

国土交通省各地方整備局等では防災教育に関する出前講座も行っております。申込方法等については国土交通省webサイトをご覧ください。  
(各地方整備局の出前講座は、それぞれ独自に運営されております。お申込の際には各地方整備局担当者に十分ご確認ください。)

国土交通省 出前講座  検索



令和2年4月28日  
事務連絡

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿  
観光担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から(別添)のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野  
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課  
高築、須藤  
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿  
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿  
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>  
観光庁観光産業課  
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)  
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)  
TEL 03-5253-8330 (直通)

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則**です。

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難**することも考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計**が不足しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設**されている可能性があります。災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



今のうちに、

自宅が安全かどうかを

確認しましょう！



ハザードマップ

検索

## 避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 新型コロナウイルス感染症流行時の 災害と避難環境を考える手引き

(地方自治体編)

～ Li vi ng wi th Corona ～



第一版

**編著 新型コロナ感染症と災害避難研究会**

松尾一郎 東京大学大学院情報学環総合情報研究センター客員教授

根本昌宏 日本赤十字北海道看護大学看護薬理学領域教授

植田信策 石巻赤十字病院副院長 呼吸器外科医師

森本真之助 伊勢赤十字病院救急部 医師

川口隆尋 CeMI 環境・防災研究所 上席研究員

## 目次

1. はじめに	・・・ 1
2. 手引きの目的	・・・ 3
3. 感染症拡大時における災害からの避難	・・・ 3
(1) 災害の各フェーズにおける避難のポイント	・・・ 3
(2) 本手引きの対象とする避難	・・・ 6
(3) 東日本大震災以降の避難所における取り組み	・・・ 6
4. 新たな時代の分散避難	・・・ 7
(1) 感染制御の基本	・・・ 7
(2) 分散避難	・・・ 7
5. 避在宅避難・青空避難の現状と課題	・・・ 8
(1) 在宅避難について	・・・ 8
(2) 青空避難について	・・・ 8
(3) ホテル避難、縁故避難について	・・・ 9
6. 避難所のスペースと設備、その運用	・・・ 9
(1) 避難所収容能力の確保	・・・ 9
(2) 避難時の健康状態による振り分け	・・・ 9
(3) 避難所内の区画、装備	・・・ 10
① 避難所内の区画	
② 動線の分離（食事、トイレ、手洗い場）	
③ 避難者の観察	
④ 避難者が持参すべきもの	
⑤ ゴミ処理	
(4) 避難所環境の提言	・・・ 11
7. 今こそ行うべき住民への働きかけ	・・・ 11
(0) 災害と避難をあらためて考える	・・・ 11
(1) 感染症そのものへの理解	・・・ 12
(2) 感染症拡大時の避難についての理解	・・・ 12
(3) 行政の限界の周知	・・・ 12
(4) 住民が考えておくべきことを行政が明示	・・・ 12
(5) 地域に求められる力	・・・ 12

8. 今こそ行わなければならない自治体内部の備え	・・・ 13
(0) いますぐやるべきこと	・・・ 13
(1) コロナ下の避難を考える組織	・・・ 13
(2) 医療従事公務員の保護	・・・ 13
(3) 災害対策本部自体の対策	・・・ 14
(4) 避難所収容能力の確保	・・・ 14
(5) 避難者の振り分け	・・・ 14
(6) 避難所内の区画、衛生管理の方策	・・・ 14
(7) 青空避難の対応策	・・・ 14
(8) 協定による物資調達の実効性	・・・ 14
(9) 情報発信のありかた	・・・ 15
(10) 職員体制の再構築	・・・ 15
(11) 教育、その他の特別な施設	・・・ 15
(12) 受援体制、ボランティアの受入れ	・・・ 16
(13) メディア対応	・・・ 16
(14) 住民による避難所運営の再構築	・・・ 16
9. コロナとの共生とは	・・・ 17
10. 第二版に向けて	・・・ 17
執筆者紹介	・・・ 18

## 1. はじめに

2020年1月15日は、国内で始めて新型コロナウイルス感染症患者が神奈川県で確認された日であった。その時を起点に私たちの生活形態も様変わりしてしまった。このことを予想できた人は、感染症医療従事者であったと思う。ほとんどの国民は、それこそ「想定外」であった。

この新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ感染症」という。）は、近代社会にとっても国難災害に匹敵する。国の専門家会議は、感染対策をしないと、国内では重篤患者が約85万人に上り、その半数の40万人以上が死亡すると予測した。一方、近い将来発生すると懸念されている南海トラフ巨大地震に関する国の被害想定では、事前対策がなければ、揺れと津波により犠牲者は32万になると予想している。

新型コロナ感染症による人的被害は、近い将来発生することが確実視されている大規模災害以上の国難災害になるということである。

新型コロナ感染症は、治療薬やワクチンが普及されるまで、完全な沈静化は難しい。少なくとも年単位の時間がかかる。それまでの間、巨大台風は襲来するし、突発的に地震は発生するのである。

つまり「新型コロナ感染症流行時」に「自然災害による大量避難」が重なることになり、新型コロナ感染の拡大に繋がるのが問題である。

たとえば首都直下地震が発生すると都県の避難者数は、70万人と推定されている。70万人が三密になるとどうなるか、横浜で起こったダイヤモンドプリンセス船内の感染拡大事例から想像すると、災害避難における感染防止対策は、いま最大限に備えるべき取り組みである。

そこでGM環境・防災研究所は、筆者の監修のもと全国5261名を対象に新型コロナウイルス感染症下の災害避難の行動や意識をインターネット調査した。（2020年4月10日～24日）

まず新型コロナ感染症に対する恐怖感を聞いた。怖い、とても怖い、94%でほとんどの人々が恐怖感を感じている。

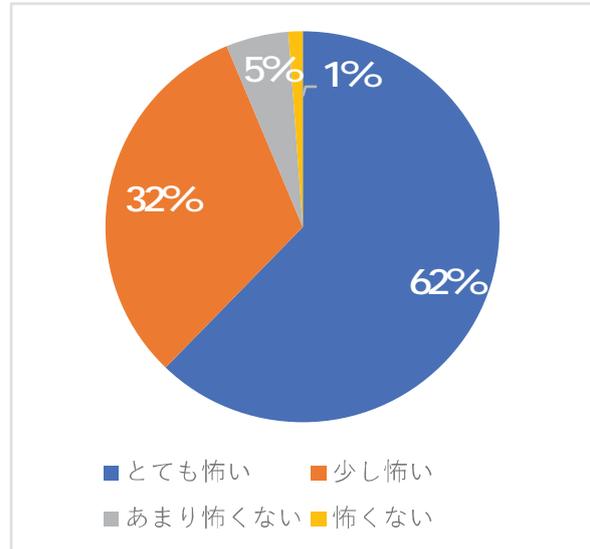


図1 新型コロナ感染症へ考えていること

この新型コロナ感染症が流行する中で、地震や水害時の避難行動に影響するか聞いたところ、73%が影響すると回答した。

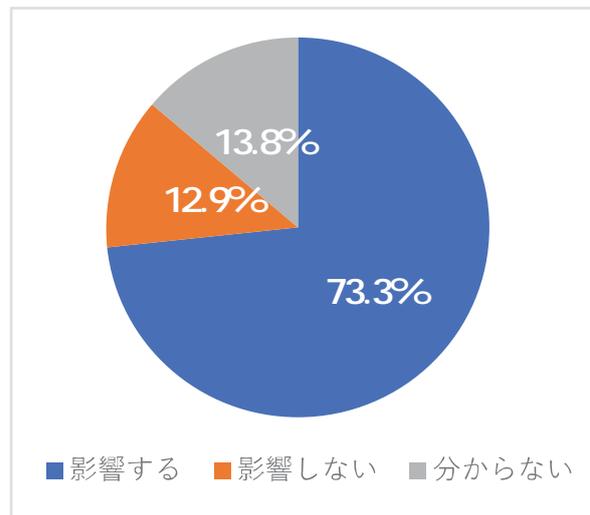


図2 感染症流行時の避難行動への影響

さらに避難行動に影響のあると回答した人々(376人)に、どのような影響が出てくるかを聞いた。

これまで行った避難行動内容から、新型コロナへの感染リスクを怖れて、行動変容は生じる。

避難所に行かない(21.8%)、様子見で避難先を変える(39%)と答えている人々がいた。それと個別空間が確保できる車避難を選択した人が41.7%であった。また感染防止対策をして避難所に行くとした人が30%もいる。つまり新型コロナ感染症が流行している状況では、多様な避難形態をとりうるということが分かった。

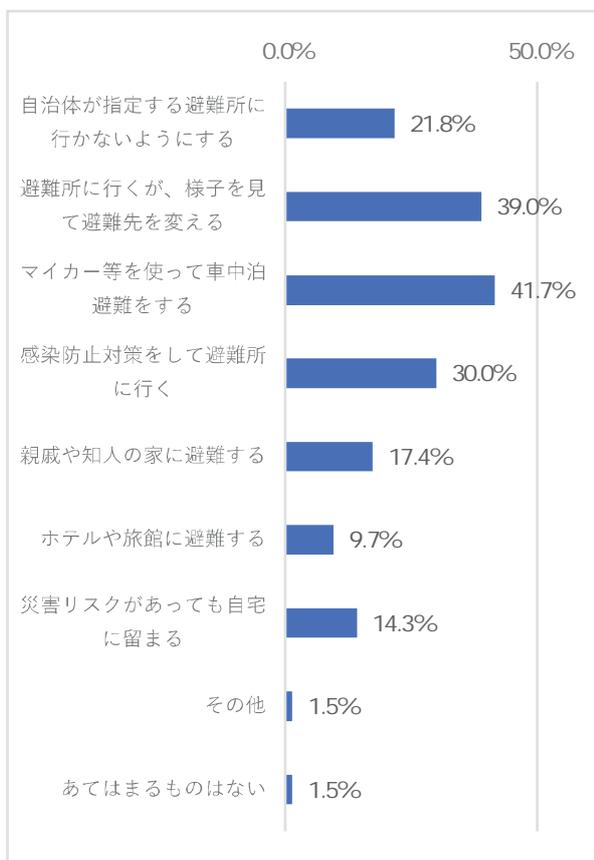


図3 避難行動に影響すること

避難所に行かなくなる人が増える中で、避難所での感染防止対策を図ることで避難するか否かを聞いた。

避難するは、18%。対策の内容によって判断するが、63.4%であった。

このことは、指定避難所などにおける徹底的な感染防止対策が重要となることは言うまでもない。

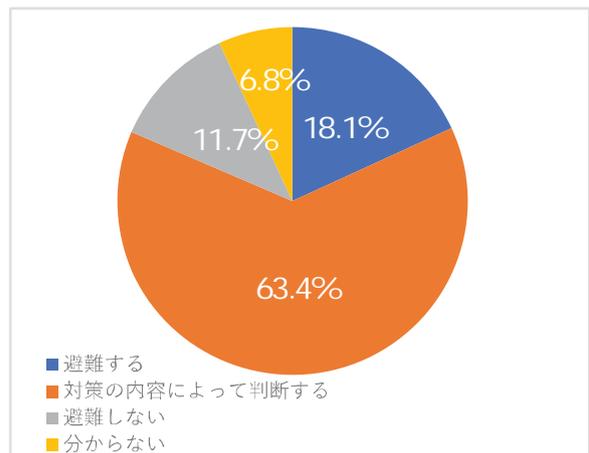


図4 避難所で感染防止対策が行われていれば避難するか

これまでの災害時の指定避難所は、3K(きつい、きたない、感染リスク)と、三密の典型であった。新型コロナ感染症は、感染力が強く、避難所に集まる高齢者への感染リスクは高い。

避難所避難では、感染防止対策は必須である。

また、これを機会に感染防止対策を進めることは、清潔でセパレートな空間が保証される新たな避難所環境に変わる可能性もあると考えている。

避難は、避難所避難のみではない。

在宅が安全であれば、「動かない避難」もある。一時的に車空間を活用する青空避難もある。より避難環境を改善することや、個別空間の必要性があるとすれば、ホテルや空き家などの活用もあると思っている。いわば多様な「分散避難」である。

災害は、地域で発生する。その意味で新型コロナ感染症蔓延時の新たな時代において、国難災害以上の「コロナ災害」への拡大防止のための地域毎の防災協働体制の整備とその新たな避難環境の仕組みづくりが急務と考えている次第である。



図5 防災協働体制の整備と避難環境の仕組みづくり

## 2. 手引きの目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民には日常生活に対するさまざまな制約が課せられている。その状況下においても必ず襲いかかる台風、地震などの災害は、感染症拡大とのいわば複合災害といえる。自然の驚異から命を守るのと同時に感染を防ぐこと、その中でもとくに避難所における感染防止対策等については、本手引き作成段階において、国や各種機関などから多くの通達や警鐘が発せられている。

しかし、現在のところ、自然災害のみへの対応でさえ課題が多く、住民の避難に関する各自治体の施策は発展途上である。その上にのしかかる新たな課題に対して、明確かつ実効性の高い対策を施すことが困難であり、各自治体が頭を悩ませているとの報道がある。

だが、災害は「場所なし時なし予告なし」。明日にも起こると想定され、風水害の確率が高い出水期が迫っている。早急に、市民、行政がそれぞれの具体的対策を考え、実行していかなければならない。

本手引きは、これまでの避難所における新型コロナ以外の感染症への取り組みを参考としつつ、2020年5月1日現在で発出されている、新型コロナウイルス感染症に関する知見や通達をもとに、各地方自治体が具体的施策を考えるための手引きとなることを目的としたものである。

もとより、災害からの避難方法は、想定する災害の特性や被災する住民の住む町の態様により、一律ではない。したがって、本手引きは、一定程度住宅が密集している中規模以上の自治体を念頭に平均的に記述したものである。活用にあたっては、それぞれの地域の地象、人口密度、土地利用、風土、住民意識を含んだ特性を十分考慮されたい。

### <免責事項について>

本手引きは特に記されていない場合、発行日時点の情報に基づいて作成しています。

また、本手引きは今後の更新を前提として作成されています。

この手引きは執筆者としての見解であり、示されている記述が、すべての災害に該当するとは限りません。

災害は地域の状況やその様態によって様々であり、実際の対応にあたっては十分な検討が必要です。

本手引きを用いたことによる有害事象・損害等については、執筆者等が何らの責任を負うものではありません。ご了承ください。

## 3. 感染症拡大時における災害からの避難

### (1) 災害の各フェーズにおける避難のポイント

災害に伴う行政、住民の行動は、それぞれの災害種類別の各フェーズによって進行していく。さらに、危険が認知されてから被害が発生する間の時間＝リードタイムにより、可能な準備行動が異なる。したがって、台風接近による河川の氾濫が迫る場合の避難行動と、前兆なく発生する地震に対する避難行動は異なり、新型コロナウイルス感染症拡大時における避難についても、それぞれのフェーズを想定した対応となる。

ただし、発災後一定の時間が経過した後の、復旧・復興に向けた長期にわたる避難生活については、共通する課題として、発生した自然災害の種類にかかわらずに対応を考えられる部分も多い。次表にまとめている。

表1 災害種別毎の対応フェーズと避難対応で留意しておくべきこと（新型コロナウイルス感染症流行時）

災害フェーズ	水 害	火山噴火	地 震
事前段階	<p>▶台風の場合は、気象庁の進路予測等から逆算するなどして、前日など早めに退避行動をとるべきである。前線性の場合は、気象情報等に基づいて安全な場所へ早めに退避することを念頭におく。</p> <p>▶予め住民には、ハザードマップを元に安全な避難形態を提案しておき、感染予防面を勘案し避難先を考えてもらうことが重要。</p> <p>▶出水期前に、住民に求める避難行動、避難施設内の感染防止対策など広く伝えておくべきである。</p>	<p>前兆（火山性地震）数日前～数時間前</p> <p>▶噴火頻度の高い火山の場合、火山性地震や地殻変動など前兆現象によって、事前に避難の呼び掛けを行える火山もあるので、噴火警戒レベル3になった時には、予め感染症対策を念頭にした避難計画を考えておくことが重要である。</p> <p>▶要支援者の避難が必要となるレベル4になると、影響のある住民の避難と避難先の感染防止対策を考え、伝えておく。</p> <p>▶火山噴火の場合、住宅地からの避難が必要となる場合の多くは、広域避難となるので、ホテルやみなし仮設など世帯別の避難空間確保が前提となる。このように、基本は水平避難であるが、融雪型火山泥流の危険が迫った場合には、垂直避難の方が有効な場合もある。</p> <p>▶火山噴火災害の避難は、長期化することが多く、従来の指定避難所は使わない方策を考える。</p>	<p>—</p>
発災時	<p>0h</p> <p>▶多くは、発災前に避難所開設を行うため現場での感染防止対応作業を念頭においた配備態勢が重要。</p> <p>▶自治体が、対応する避難形態（指定避難所や準ずるもの、ホテルや旅館の避難、青空避難にかかる駐車場や公園の提供）によって、その運営体制や必要な備品調達など考えておく。</p> <p>▶指定避難所では、社会的距離を保った配置を行っているが、急増する避難者の調整を念頭にした現場での指揮運用体制を考えておくべき。</p>	<p>噴火 0h</p> <p>▶気象庁噴火警戒レベルはハザードマップを参照して、影響範囲を指定して警報を出すことになっているが、実際には火山噴火の時期や規模すなわち被害の影響範囲を事前に予想することは難しい。しかし、専門家でない限り個人での判断は難しいので、気象庁噴火警戒レベルや自治体の呼びかけに応じて、危険回避する行動を行う。</p> <p>▶一時的な避難行動で3密を生じさせないよう、余裕があれば時間と場所を分けて、避難対応することが望まれる。しかし、噴火災害で避難が必要な場合には被災確率は新型コロナウイルス感染による重症化確率よりも高いので、可能な限りの感性防止策をとりつつも命を守る行動を優先すべきである。</p> <p>▶2000年有珠山噴火では、15000人が短時間に避難し、渋滞や周辺自治体の避難所で混乱した。</p> <p>▶一両日程度の緊急的な避難であれば車空間を活用した避難を考えることもあるがトイレ環境の準備が必要である。</p> <p>▶避難小屋など一時的な退避場所にも感染防止用品（マスクやビニール手袋、体温計、隔離用のテントなど）を常備しておきたいし、個人々の避難用グッズの中に、消毒用ウェットシート、体温計、マスク、ビニール手袋などを日常から用意しておく。</p>	<p>発災直後</p> <p>▶地震は、突発に起こる。発生直後は、揺れによる家具の転倒や家屋の損壊から身を守ることが重要で、事前の建物の耐震化、家具固定を徹底することが重要である。</p> <p>感染症防止の観点からも、耐震化や家具固定を進め、より強固なシェルターハウスを目指す。</p> <p>▶津波は、いち早くより高いところへ逃げる。</p> <p>避難行動時は、感染防止対応どころではない。まずは津波から身を守る。</p> <p>▶その上で高台などの一時的な退避場所には、感染防止備品を自治体は常備しておきたい。</p>

表2 災害種別毎の対応フェーズと避難対応で留意しておくべきこと（新型コロナウイルス感染症流行時）

災害フェーズ	水 害	火山噴火	地 震
応急避難・危険回避時	<p>▶指定避難所の運営が自主防災や住民の協力によって実施しているところもある。感染対策を考えた改善や準備が必要である。</p> <p>▶氾濫発生によって浸水時間が長期間に渡る場合、一時的な滞在場所としての避難所から、生活の場としての避難所へ移行させることになる。手指衛生や飛沫感染対策が必要である。</p> <p>▶避難者の住所・連絡先を集約する必要がある</p>	<p>噴火活動期</p> <p>数日～数週間、数ヶ月</p>	<p>発災から1日</p> <p>▶避難所は、十分な準備ができない状態で開設することになる。また、建物の損壊により避難者の滞在スペースも限定されることが考えられる。</p> <p>▶住民が避難する先も近隣の集会所や自宅の庭先など自治体が開設する避難所だけに限らない。</p> <p>▶感染症防止・蔓延阻止のためには、避難の全容把握に努め、どこにどのような人がいるか把握することが重要である。</p>
応急避難・混乱期	<p>▶感染予防を考えると避難所の活用は数日に限定すべき。</p> <p>▶この期は、みなし仮設（ホテルや空き室、縁故支援）への移動を考えておきたい。</p>	<p>復旧・復興避難期数ヶ月～数年</p> <p>▶中長期的な避難は、みなし仮設も念頭に世帯毎の避難形態を考えたい。ただし、三宅島2000年噴火の時のように避難先は快適な都営住宅の空き家を使用した。が、コミュニティが分断される可能性もあるので、十分な配慮が必要である。</p> <p>▶火山噴火は、比較的長期に及ぶことと、溶岩流、火砕流、土石流被害の場合には居住地そのものを失うこととなるため、被害が確定した地域から順番に、仮設住宅等の早めの用意が必要である。ただし、同一市町村内に仮設住宅候補地を確保することは多くの場合困難であるので、火山防災協議会を通じた、県、国との不断の協議が必要である。</p>	<p>2日～2週間</p> <p>▶この期間は、住家が損壊した人、ライフラインの途絶により生活が困難な人、余震を警戒している人などが避難所に滞在する。</p> <p>▶最も多くの方が避難所に滞在する機関であり、避難所は過密状態になり、生活環境が悪化する。</p> <p>▶過密状態での感染症蔓延を避けるため、避難所の感染防止対策だけでなく、青空避難（テント、車中泊等）など多様な避難手段を講じる必要がある。</p> <p>▶また、要配慮者など感染リスクが高い人も多く避難しているため、建物、居室を別にすることや見回りなどの配慮も必要となる</p>
長期避難期	<p>▶みなし仮設や世帯別仮居住場所の用意</p>	<p>復旧・復興避難期数ヶ月～数年</p>	<p>2週間～1カ月</p> <p>▶ライフラインの回復、余震の減少等により避難者が徐々に減っていく期間である。</p> <p>▶また平常業務の再開に向けて避難所の再編が行われる。</p> <p>▶要配慮者も福祉避難所や、トレーラーハウスなどに分散するため、体調把握が重要となる。</p> <p>▶罹災証明書の発行や仮設への移転、通常窓口業務の再開により、行政サービスへのニーズが高まる。分散し距離を保った形で行政サービスを提供できるよう注意が必要となる</p>
復興期（仮設住宅）	<p>▶復旧工事と平行し、仮設住宅への対応</p>	<p>復旧・復興避難期数ヶ月～数年</p>	<p>1カ月～</p> <p>▶応急仮設住宅・みなし仮設住宅への入居が進み、避難所が閉鎖され、徐々に日常への復帰が始まる。</p> <p>▶生活環境の変化により心身に不調を来す人も増えるため、継続して注意が必要となる。</p>

## (2) 本手引きの対象とする避難

災害時に利用する避難施設は、風水害や地震・津波などから身の安全を守るために利用する「避難場所」、発災後に生活するために利用する「避難所」があげられる。

避難場所には、公園や広場など大勢の人が集合できる場所が利用され、災害の危険性が去るまで一時的に利用される。また、災害種別に目を向けると、風水害を考慮する場合は、雨風をしのげる屋内であることが求められる。津波を考慮する場合は、ビルや小中学校の教室などの高層建物が指定される。

避難所は、生活のために、体育館や集会所が利用され、被災者が生活できるようになるまで、長期的に利用される。

多くの自治体では、避難場所・避難所の数が限られるのが現状である。そのため、できる限り多くの人を収容することを前提に、避難所でひとりが使う面積は 1.65㎡を基本として考えられていることが多い。避難場所も、一時的な利用であることから、さらに人が密集した中での利用が考えられている。いずれの場合も、人が密集した中で一定期間過ごすことが考えられ、いわゆる三密状態になることが懸念されるため、避難施設の利用方法を検討する必要がある。

災害種別に目を向けると、地震では、沿岸部では津波、都市部では火災から逃れるために一時的に避難場所へ避難し、生活の場として避難所を利用する。風水害であっても、同様に洪水等から逃れるために避難場所へ避難し、生活の場として避難所として利用する。地震と風水害で利用形態は大きく異ならないが、避難場所開設のリードタイムに違いが生じる。多くの避難場所は、平常時は別の目的で利用される施設であり、開設には準備を要する。風水害であれば前兆段階で一定の準備期間を得られるものの、地震は突発的に発生するため準備時間がないことが課題となる。

## (3) 東日本大震災以降の避難所の取り組み<sup>※1</sup>

東日本大震災では、各県で独自の感染症対策が取られていた。宮城県では、東北大学と共同で避難所における感染症リスク対応チームを設置し、感染症の発生および蔓延防止を目的とした避難所巡回・指

導等の対応を行っている。

また、感染症の診断や治療・予防に関する情報を市民や医療従事者が共有するために、感染症予防の8カ条や「避難所におけるトイレ清掃のポイント」などのポスターを避難所に掲示している。さらに、避難所における感染症対策を目的とした「避難所における感染管理上のポイント」「避難所における感染対策マニュアル」などの医療従事者や支援者向けの資料を作成している。

東日本大震災での教訓を踏まえ、内閣府では「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25年 8月）」が策定され「市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施すること」が明記されるようになった。

また、指針を受け取りまとめられた「避難所運営ガイドライン（平成 28年 4月）」では、感染症防止の観点から、トイレの確保・管理や衛生的な環境の維持、被災者の二次被害を予防するための健康管理などの対応が記載されている。

平成 28年 4月に発生した熊本地震では、熊本県によって衛生物資の管理、配布、感染症・食中毒・蚊対策に対するラジオ広報やチラシによる啓発活動、感染症発症に関する情報収集と発症時の対応などが実施されている。

熊本地震における経験は、内閣府から「平成 28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書」にまとめられており、避難生活全般の課題と方向性が示されている。<sup>※2</sup>

これらの経験を踏まえ、熊本県では「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン（平成 30年）」を策定している。

内閣府が取りまとめた「避難所運営ガイドライン（平成 28年 4月）」は避難所の生活環境向上の観点から感染症対策に触れているものであり、熊本県が発表しているガイドラインは、避難所での感染防止のため、県庁健康危機管理課及び保健所が取り組むべき具体的な対応を整理したものである。避難所での感染症防止に関する標準的なガイドラインは作成されておらず、対応は各自治体にゆだねられている

のが現状である。

#### 4. 新たな時代の分散避難

##### (1) 感染制御の基本

研究機関や保健当局は、新型コロナウイルスそのものの挙動・特性および感染のメカニズム、症状などを、現在進行形で伝えている。それをかみ砕いた形での日常生活における注意事項として、わかりやすく「三密を防ぐ」こととされ、これが基本である。

「災害発生時の避難においてもこの三密を防ぐこと」として、内閣府、厚労省などから通達が出されているが、それでは、各自治体はその地域の特性に合わせてどのように防ぐのか。

- これを考えるにあたり、押さえておくべきは、
- ①飛沫感染の中には、エアロゾルとして空気中を漂うウイルスからの感染もあること。
  - ②紙や衣類、ステンレス、プラスチックの表面では相当時間ウイルスが生き残り、接触感染を起こすこと。<sup>※3</sup>
  - ③共用の多いトイレで、ドアノブや便座、排せつされた便やその飛沫からの感染もあること。<sup>※4</sup>
- である。これらを考慮して、いかに感染しない避難を実現していくかを論じていく。

##### (2) 分散避難

新型コロナウイルス感染症に留意した多様な避難の概念を下図に示す。



図6 新型コロナウイルスに留意した多様な避難

指定避難所における従来の避難では、各自治体が、避難想定人口ひとり当たりの面積をもとに避難所の面積を求めている。そのひとり当たりの面積は、内閣府のガイドラインでも具体的な数字として示されておらず、都市部においては一畳分(1.6㎡)も確保できていないところがある。とくにそのような自治体においては、感染症を考慮したソーシャルディスタンスを確保するのが非常に困難である。例えば、被災を免れ、その後も危険性が低い近隣自治体との広域連携などによる自治体の努力は必要だが、それを前提としつつも、公共避難所に行かない避難として、図のような避難先の選択が迫られる。それぞれの避難方法には課題があり、それについては後述するが、あくまでも図の上段①に示す「動かない避難」＝「在宅避難」をいかにして成立させるかを住民と共に考え、それができなければ図の下段に示した②～⑤の方法となる。避難者にすれば、行政に過大な負担をかけずに、いかに自分の身を守るか。行政から見れば、避難環境の拡大整備を行いつつ、この避難方法の選択を住民自身が考えられるよう啓発していくことが肝要である。新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた「新たな時代の新たな分散避難」が、いま求められる。

## 5. 在宅避難・青空避難の現状と課題

### (1) 在宅避難について

避難というと、その場から離れることであると考えている住民は多い。土砂災害においては、「山とは反対側の2階以上に」という呼びかけで、在宅も安全確保の選択肢のひとつとして認知されてきている。

いずれにせよ、在宅のまま避難を逃れるためには、それなりの住民の思考と準備、行政の支援が必要となる。地震後の在宅避難などの場合に、支援の手から漏れることで、食糧や水の配給を受けられずに困窮したり、行政や他の住民とのトラブルになった事例も見られた。

感染症を考慮すれば在宅避難が優位であるが、「ふりかかる災害や自宅の状況がどうなろうと、何が何でも、在宅で頑張る」ということではない。

とくに、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に居住する者が、土砂災害警戒情報に伴う避難指示が発出されるに至っても、なおその場に居続けようと考えていることは、危険性が大きい。

家族、個人での事前の話し合いにより避難方法を決めておいた上で、発災後の家屋の状態、洪水の状態、ライフラインの状態、および公共避難所までの経路の状況により、柔軟に避難先を変更していくこともあり得る。

在宅避難者に対する、食料等の配給については、各自治体で「取りに来てもらう」ことを条件としているところもあるが、感染症拡大時においては、その「受け取る」という行為自体にも、三密を避ける配慮が必要である。具体的には、時間帯を区切った配給ステーションを屋外に設ける、配布部隊を結成して戸別配布を行うなどのことも検討しておく必要がある。

また、洪水等発生までのリードタイムが数時間以上ある場合には、在宅避難、後述の青空避難を決めている者が多いほど、断水等による生活困難を予想して、スーパーやホームセンター等へ物資の調達に走り、三密の買い物が予想される。これを避けるためには、日常の備蓄の徹底をしておくしかないが、水害においては、昼間に十分なリードタイムを設けて、買い出しの集中を避けるという方法も考えられる。

### (2) 青空避難について

熊本地震においては、前震、本震のあとに余震が度重なり、その恐怖から多くの屋外避難＝青空避難が発生した。余震による家屋の倒壊を避けて、

- ①自宅の駐車場に寝泊まりする場合
- ②日中、公共避難所で生活するが、夜間は他者の物音を避けて車中に泊まる場合
- ③基本的に車中で一日を過ごす、水や食料のために移動し続ける場合
- ④公共のスペースもしくは自宅敷地内でテント生活をする場合

これらのケースにおける自治体による避難者の把握などについては後述するが、テント避難を含めた場所、空間の確保や、感染症を考慮すれば、その空間内においてもソーシャルディスタンスを確保しなければならない。

一般的に車中やテント内で避難生活を送ることを地域防災計画で定めている自治体は多くない。仮に、公共空間に余裕があって、そのスペースを確保しておいたとしても、いざ発災して、車などが入り込んできたときに、適切な距離を保った位置に誘導する者が確保できていなければ、混乱を招くばかりとなる。さらに、衛生環境の整ったトイレ、手洗いの整備や、とくに新型コロナウイルス感染者では血栓性疾患の増加が危惧されるため、健康状態急変時の窓口などについては、公共避難所と同様の課題がある。

### ③ ホテル避難、縁故避難について

避難者の判断で災害リスクのない場所へ一時的に退避することも考えられる。三重県紀宝町では、ある集落で高齢者が、隣接した市町の親戚知人宅へ縁故避難している。地域によっては、引き続き縁故避難を行うところもあるはずだ。

一方 ホテルや旅館等への避難は、体調の芳しくない方を自治体が予め調整した宿泊施設に退避させる場合と、避難者が自己負担し宿泊施設で過ごす方法もある。

## 6. 避難所のスペースと設備、その運用

### ① 避難所収容能力の確保

GEM 環境・防災研究所が行ったアンケート結果では、新型コロナウイルスの感染拡大が避難行動に影響すると回答した人のうち、41%が「避難所に行くが、様子を見て避難先を変える」と回答している。各自治体が十分な検討と住民への働きかけを行い、住民の避難に対する意識変容が進んだとしても、その上で、公共避難所に避難せざるを得ない住民が多くいる。

緊急に設置される避難所においても三密は避けなければならない。避難所内の感染防止対策を考慮すると、避難所には、後述するような対策が求められ、その結果、従来からの避難者ひとり当たりの必要面積が拡大し、避難施設全体の数、面積が大幅に不足する。

この課題は早急に解決しておかなければならない。具体的には、従来は学校の体育館スペースを想定していたが、教室を含む学校全体のスペースに拡大できないか。地域防災計画では避難所でない用途に指定している公共施設を利用し、その用途を他に重複させられないか、など地域性を尊重し、素直な方策が求められる。

このスペースは、一般的に地震発生後1日目、洪水発生1日前など、避難数のピークに見合うものでなければならない。満室・空室などの具体的な避難可能施設を速やかに共有する仕組み、情報共有の手段が求められ、避難者が避難所探しに奔走することを避ける。<sup>※5</sup>

### ② 避難時の健康状態による振り分け

避難スペースの確保と同様に重要なのが、避難所に避難してきた、または避難してくる住民に発熱がある場合の避難誘導と入口対応である。

発熱者が新型コロナウイルスに避難時点で感染しているかどうかは、災害発生時点における蔓延状況や、濃厚接触歴の有無を考慮して対応しなくてはならない。避難所内でのアウトブレイクを避けるため、避難者を何種類かに分類し、それぞれに応じた避難生活を区分けしなければならない。

入口において体温の計測や症状等の聞き取りをすることは、非医療者でも可能かもしれない。ただし、これを可能とするマニュアルがあったとしても、この行為はスタッフにとっても、避難者全体にとっても、リスクとなり得ることである。新型コロナウイルスについては、発症2日前から発症までが一番感染力が強いともいわれている。管理を行う者は防護衣を着用するなど、感染リスクを下げる取り組みを進めなければならない。

医療の心得がある保健師が不足し、かつひっ迫する感染症対応により疲弊している状態で、自治体の指定している各避難所のすべての入り口に保健師を配置することは、困難である。しかし、地震であれば発災直後、氾濫であれば発災前日の避難ピークの前にはこの避難者の振り分け体制が確立されていなければならない。避難所の受付には数多くの避難者が押し寄せる。具体的には、保健医療スタッフ不在の状況においても確認ができるような紙媒体のチェックシートを事前に準備しておく。受付付近に必

要な誘導の張り紙類についても、あらかじめ準備しておくなどのことが考えられる。

さらなる解決策のひとつは、避難所に来る前段階での振り分けである。自治体が避難者を振り分けるポストを別に用意して、公共避難所に来る必要がある人の中で、少なくとも自覚症状がある人、濃厚接触者である可能性がある人、指摘された人、不安がある人は直接、避難所に向かうのではなく、そのポストに行ってもらい、感染症拡大予防のための適切な避難方法を見極める。

この振り分け窓口＝ポストの設置数や、そこへの移動手段などは、自治体としてあらかじめ検討し、周知する必要がある。地域防災計画で指定している避難場所、避難所、救護所以外に新たな機関を設置することは、住民の行動に混乱を招く恐れもある。現実的には、いくつかの避難所単位で、近くのテント等に受付窓口を設置して動線を調整する程度しかできないかもしれないが、自治体の災害避難に伴うクラスター発生を抑える姿勢を具体的に示すことが重要である。

### ③ 避難所内の区画、装備

#### ① 避難所内の区画

避難者の振り分けを行ったうえで、避難所内での避難者の分離は、下記を考慮して行うことが望ましい。

- ① 同一症状者、同一兆候者ごとにまとめて同一の空間においてはいけない。発熱者の中には、季節性の風邪を引いているもの者など、別の原因による発熱者がいる。これらを同一空間におくと、全員が新型コロナウイルスに感染する可能性が大きくなる。可能であれば、発熱者全員をそれぞれ個室に収容すること。
- ② 感染は、エアロゾルを含む飛沫感染および接触感染がある。適切な離隔距離をとった区画においたとしても、その区画の高さが、咳などによる飛沫を直線的には受けないが、エアロゾルによって回り込む可能性があること。
- ③ 分離したのちにおいて、各避難者の健康を維持するための十分な換気と室温管理ができ、さらに各自の健康状態を常に確認できる空間であること。

そのうえで、具体的な分離方法としては、a)建物内外の分離、b)建物内での居室の分離、c)同一空間内での区画分離の方法がある。

それぞれにおいて、配慮を要する事項を挙げる。

#### a) 建物内外の分離

敷地内の建物の外を活用するとすれば、テントなどが考えられるが、風雨をしのげることだけでなく、当然のことながら余震やその後の水害に対しても安全であり、さらに温度環境、ほこり、臭いなど、生活の質を保持しなければならない。ベッドや冷暖房などの配備を考慮する。

#### b) 建物内の居室の分離

教室をつかえば、その中での区画も必要。その中にある机等により使用できる空間が限られる場合もあり、備品の移動方法などについても検討しておく。

#### c) 同一空間内での区画分離

体育館などに、段ボール、パーティション、カーテンなどによる間仕切りを設けることは従来から考えられているが、ひとつの例を示す。<sup>※6</sup>

仕切りについては、従来はプライバシーや物音などの観点のみから考えられていたが、これにプラスして、飛沫感染を考慮する。通常の災害と異なり、発災直後、場合によっては発災前からこれらの資機材が大量に必要となる。大規模災害時にはモノの入手が困難となる。

ただし、多数の規格の混用は現場に混乱をおこさせることにも注意しなければならない。

さらに、三密を避けるため、一人当たりの面積を4㎡に近づけることが必要であり、具体的な空間形成の例を示す。<sup>※7</sup>

また、ほこりの吸引や接触感染を防ぐ目的から、床面への直接の着座、就寝を避ける。床での就寝(いわゆる雑魚寝)による健康被害は多く認められている。一人当たりの面積の確保が、健康被害を防止する簡易ベッド(段ボールベッド等)の導入に繋がる。

#### ② 動線の分離(食事、トイレ、手洗い場)

施設内での動線分離策を確立する。感染疑い者と非感染者の、トイレ、食事、生活エリアが交錯しないように、付随する施設を分け、動線も分離する。また対応にあたる職員も分離しなければならない。

(動線分離時の留意点)※8

### ③避難者の観察

同一避難所内で、できるだけ個別に生活することとなると、一般的な避難者の健康状態の把握は当然のこととして、4月28日厚労省発表「新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状」12項目に該当するような健康状態の急変については、すばやく察知しなければならない。職員や運営者が常に見守ることは困難であるため、避難者が自己アセスメントをできるように紙媒体の記録用紙を準備し、それにより運営者が状況把握を行う。このアセスメントシートの作成については、少なくとも都道府県単位で共通なものができるよう、関係医療機関等との協働が望ましい。

さらに、病院等への搬送を行う必要が生じた場合の連絡手段、一時隔離方法、移送手段などを決めておく必要がある。

### ④避難者が持参すべきもの

新型コロナウイルス感染症拡大時に避難する場合、住民が持参すべきものについては、下記のとおりであり、十分な周知が必要である。

「避難に備えて非常持ち出し袋に入れたい新型コロナウイルス対策備品について」※9～根本、松尾、森本

### ⑤ゴミ処理

従来から、避難所におけるゴミの保管、処理方法については、課題となっていたところであるが、感染症を考慮した場合には、さらに重要な課題となり、事前に計画を立てておかなければならない。

#### ① 通常のゴミ

生ごみや弁当の容器などの処理については、処理を行う者の防御策とそれに必要な備品を用意しておくこと。

#### ② マスク等の処理方法

とくに感染に繋がる可能性の高い、使用済みのマスク、ティッシュ、ビニール手袋などについては、専門容器を用意するなど、慎重に取り扱い、保管、処分すること。

### (4) 避難所環境の提言

感染症拡大時において、避難所を安全に展開するには、人(運営者)、施設(避難所・ホテル等)、モノ(資機材)そして人の動き(動線)のすべてが満たされていなければならない。

人については市町村の防災担当のみで維持管理することは困難であり、発災前に、地域性を重視した想定を行い、誰でも活用できる平易な避難所運営マニュアルの整備が望まれる。前述した記録用紙や避難所内の掲示物についてもあらかじめ印刷してセット化しておく。しかし、災害の種類、規模によって避難の様相が異なり、マニュアル通りにはいかない。現場の運営に柔軟性を持たせることも必要である。

モノについては発災前の準備が可能である。感染症に限らず、避難所環境を保持することが災害関連疾患の発症を防ぐ。数としてのトイレではなく、パーソナルスペースとして快適なトイレの整備がストレスを軽減する。おにぎりや菓子パンではなく、温かい食事が免疫力を向上する。感染防御としてのパーティションは、家族ごとのプライバシー空間を創り出す。段ボールベッド等の簡易ベッドは強ストレス下の避難生活において睡眠を提供する。

どの災害においても避難生活はつらく苦しい。「人としての尊厳が保たれる避難所」として質を向上し、病まない避難所を展開することが求められる。

## 7. いまこそ行うべき住民への働きかけ

感染症拡大時における避難と避難所のあり方については、内閣府、厚労省や各都道府県から散発的に示されているところであるが、地方自治体として、今後早急に取り組むべき具体的行動を、住民への働きかけと、自治体内部の備えに分けて、以下に示す。

### (○) 災害と避難をあらためて考える

災害から命を守る行動としての避難について、あらためて住民とともに考える環境を整える。

近年の、自然災害の多発・甚大化に伴い、気象情報や避難情報発信の仕組みが改定され、「命を守る最善の行動」という言葉がメディアから流されることが多くなった。それでも、毎回の災害において、防災情報が必ずしも避難行動につながらなかったこと

が指摘されている。国難とも言える新型コロナウイルス感染症拡大を機に命を守る行動の大切さを、あらためて、住民と共に考えることができる。自助、共助、公助それぞれを担い支える人々が一体となって考え、行動に繋がる仕組みを社会に浸透させていくべきである。

### ① 感染症そのものへの理解

感染症のメカニズムと防御について、住民が基礎知識として理解している状態にする。

感染症発生からこれまでの間、行政は「拡大を阻止し、早期に終息させる」ことを目的に、国民に行動変容を求め、毎日メディアにより伝えられている。これにより、感染症の動向や、避けなければいけない「3つの密」などについては、一定の理解が進んでいると推測される。しかし、この状況下における別の災害を考える場合、感染症のうつる(感染する)、うつす(感染させる)のメカニズムや、グッズや薬品による防御策などについては、あらためて「避難行動」の切り口からの基礎的知識を得たうえで、各個人の行動が必要である。したがって、以下の対応の前提として住民自身の知識の習得が必要であり、行政は周知だけでなく、あらゆる機会を通じて知識の習得に対する支援を行う必要がある。

### ② 感染症拡大時の避難についての理解

感染症拡大時の避難については、どのような方法でもリスクを伴うことを住民が理解した状態にする。

新型コロナウイルス感染症拡大時の避難対応については、第3章で述べてきたところである。いわばこの複合災害においては、行政が従来からの地震・水害に対する対応に手を加えたとしても、命を守るための対策には自助の力の更なる拡大が不可欠である。さらに、住民にとっては、「自助プラス公助」を拡大した状況下にあっても、地震のみ、洪水のみの災害よりも自らの命に対するリスクが大きくなっていることを理解しなければならない。

自治体は、これまでも増して、自治体自身による対応に限界があることをためらわずに公表し、住民自身のプラスアルファの備えを促す必要がある。さらに極論すれば、自然災害から命の危険を

護るか、感染症から護るかには最適解は存在せず、どのような行動が確率的に低リスクであるかのみであって、いずれにしろ、自身のリスクを自身で判断して行動に結びつけるよう、周知・啓発・訓練を行っていく必要がある。

### ③ 行政の限界の周知

行政ができることにはどのような限界があり、その理由も明示しておく。

各自治体では災害別に避難人口が想定されている。その数字は地震、洪水、土砂災害の想定態様による被害から算出されるものであり、感染症の拡大からは独立的である。しかし、本手引きに示すように、感染症を考慮した場合の一人当たりの避難生活に必要な面積は大幅に増大する。まずは、公共避難施設において、より感染リスクを低減した避難所の形態を考え、それにより必要なスペース総合計を出す。自治体の状況にもよるが、避難所として追加可能な公共施設面積を控除してもなお面積が不足するケースが多いと考えられる。それらの計算経過、データを住民に積極的に明らかにすることにより、公共施設避難のリスクを知らせるとともに、公共施設によらない避難方法を住民とともに考えていくことを推進すべきである。

### ④ 住民が考えておくべきことを行政が明示

住民が考えておくべきことを明確化し、家族との話し合いを促進する。

上記を受けて、住民は自らの家族、居住形態、自家用車等の所有・保管場所状況、自宅周辺の家屋の密度、避難所への経路、縁故者の状況になどを勘案し、家族と一緒に考え、それぞれが、どのようなリスクのもとに、どのような避難行動を行うかを、あらかじめ決めていくことを求めていく。

### ⑤ 地域に求められる力

地域コミュニティが頼りである事項を周知する。

従来からの避難所への避難の概念を変えなければならなくなった以上、行政にとっては、避難者がどこに避難をしているかを把握することが困難となってくる。車中に寝泊まりして青空避難をしたとして

も、その車両のいる場所、避難生活を送っている具体的な場所はどこなのか。公立の公園、学校の校庭、路上、自宅敷地の駐車場、自宅近くの月極駐車場と、選択肢が多いうえに、車である以上、昼夜や天候や街の状況により、移動する可能性が高い。

行政は、発災直後から、個々の住居に住む者の安否を確認する必要がある。そして1日目以降には、公共避難所にいない避難者に対する支援のために、避難者の位置と数の把握が必要である。

この対策として考えられるのは、共助の力である。携帯電話で拾うことが可能なのはビッグデータであって、特定の住所の何人が今どこに居ることは拾いきれない。したがって、前述のような、家族がどこに避難している（することになっている）かは、地域で共有されていることが望ましい。これは、コミュニティの醸成度に大きく左右されるものであり、自発的、自動的に共有されないのであれば、行政がその状態を作り出すことを考える分野である。

## 8. いまこそ行すべき自治体内部の備え

### (○) いますぐやるべきこと

**市民の意識変容を求め、正常性バイアスを突破する。**

前章の住民への働きかけや、行政の限界の周知、共助の強化などについては、今すぐできることである。コロナ拡大以前でもそうであるように、平時にやるべきことを少しでも進めおくことが、いざというときにひとつでも多くの命を救うことに繋がる。いわば、これが自治体の力量とも言えるが、総合的な対策の推進は、国民全体のムーブメントとして取り組むべき、より上部の自治体や国の課題でもある。そのため、コロナ拡大時の避難に目を向け始めているメディアとの協働や、近隣自治体との連携、国へのより細かい働きかけが必要でもある。市民の意識変容（本手引きでは、「災害に対する意識が、経験、学習、訓練等によって変わることを、医学的な意味ではない」として使用、以下同じ。）と正常性バイアスの突破は、まず、心ある自治体が先駆を切っただけという意気込みからである。

### (1) コロナ下の避難を考える組織

**自治体内部の関係者すべてを集めた別動隊としての会議体を設置し、対応を決めておく。**

新型コロナウイルス感染症拡大に関わる国の機関が多数の省庁であるため、それぞれの通達が自治体の様々な機関に流れてくる。現在、ほとんどの自治体の中に感染症対策の本部が設けられて、首長のもと、上位の行政が決めたことへ対応とその自治体独自の施策が検討されている。

しかし、その本部は毎日か数日おきに会議が開かれ、その命を受けた各所管が状況を報告し、対策を練ることに専念していると考えられる。

一方で、保健所関係組織は、この本部の一員であることに加え、国や都道府県の施策の最前線として、さらに毎日のように多数の住民からの問い合わせ対応に忙殺されていると考えられる。

さらに、危機管理部門には、感染症の知識が厚い職員がいない中でも、新型コロナウイルスがまさに住民の危機であると捉えて、別な意味での最前線を担っている。

本手引きで述べているような様々な手を打つていくためには、現状のコロナ対策で手一杯と感じている役所全体が、住民の命のために更に奮い立たなければならない。そのためには、首長またはそれに準じる者の強いリーダーシップと、ブレインの集合体としての、日々の格闘とは別動隊としての会議体設置が必須と考えられる。

### (2) 医療従事公務員の保護

**災害対応の余力を残すため、医療従事公務員を保護する。**

多くの国民の中に、日夜新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医療従事者に感謝しようという動きがある。そのとおり、治療にあたる最前線だけでなく、影響で医療全体が崩壊寸前といわれる状況で、医師、看護師などの労働が過酷となっている。この状況で災害が発生した場合、行政と医療機関との働き手の連携は困難である。大規模公立病院をもつ政令市などで、医師、看護師自体が公務員であったとしても状況は同じであろう。

自治体において、一般に住民の健康や保健に従事している医学の心得がある者は保健師が大半である。

それでも、政府統計によると、自治体に勤務する保健師は全国で約3万人。人口10万人当たり、看護師の平均が千人であるのに対し、保健師は40人である。この割合をかければ、災害時の避難人口あたりの保健師の数が見えてくる。仮に保健師全員を各避難所に配置したとしても、例えば千人収容の避難所に一人すらつけられないのである。

しかし、感染症拡大時の災害で、避難所に来る人、来ない人、に医療的ケアは必ず必要である。

したがって、現在のコロナ対策で保健師等が疲弊しきらないように配慮すること。具体的には、業務の中の医療に直接関係しない作業を他の事務職等に振り分けておくこと。コロナに対する住民からの問い合わせが保健師に集中しないような仕組み、例えばコールセンターでのマニュアルによる対応。などを行うことにより、保健師に余力を残すことを意識しておかなければ、感染症を考慮した避難対応は一切成り立たなくなる。

### (3) 災害対策本部自体の対策

災害対策本部自体が安全に機能するための措置を講じておく。

感染症対策を目的とした現在の災害対策本部的な会議はどのような配慮のもとに行われているだろうか。いわゆる短時間で三密を避けては普通であるが、同じ庁舎の中で直接、会議室に集まらないTV会議などは実施されているか。

避難所の運営のところで述べるようなことは、災害対策本部自体にも当てはまる。災害対策本部で、感染させ、感染してはならない。さらに、本部のもとに活動する各オペレーションルームにも同様な配慮が必要である。従来の考えでは、外部の建物にある警察・消防、各ライフラインとの調整を、一堂に会して行う。そのことが必須かどうか。その者たちが寝泊まりするスペースまで用意してある場合もあるが、その三密はどうか。

さらに、プッシュ型でやってくるはずの上部機関や自衛隊からのリエゾンも、感染症拡大時でも同じかどうかも確かめておく必要がある。

最新鋭の防災システムに電子会議を備えているとしても、その多くは上部機関との間のものであって、自治体内部の意思を決定するためのものではない。

### (4) 避難所収容能力の確保

感染症防御を考慮した避難所スペースを確保するための検討を行う。

「第6章(1) 避難所収容能力の確保」による。

### (5) 避難者の振り分け

避難者それぞれを、健康状態により有効に分類する体制を検討し、確立する。

「第6章(2) 避難者の健康状態による振り分け」による。

### (6) 避難所内の区画、衛生管理の方策

避難所内での感染拡大を防ぐための有効な施設利用、区画、装備などを検討し、準備しておく。

「第6章(3) 避難所内の区画、装備」の各項による。

### (7) 青空避難の対応策

青空避難の是非、可否を判断し、必要なスペース、支援策を計画しておく。

青空避難の課題については、一部、第5章(2)などで述べている。

その前提として、各自治体は、車中、テント内 避難をどのように考えるかを明示しておかなければならない。自治内の車両保有台数や道路の幅、延長、公共空間の面積により、発災後に車が駐車場から道路に出てくることを許すのかどうか。大渋滞を起こした密集住宅地で火災が発生したらどうなるのか。公共空間に車を吸い込みきれるのか。例えば、密集市街地を抱える自治体では、「車やテントでの避難は、自宅の敷地内のみ」というように、自治体はその地域性や考えられる災害をしっかりとイメージし、青空避難をどこまで許容するかを定め、事前に住民に周知、理解を求めておかなければならない。

### (8) 協定による物資の調達の実効性

民間などとの協定により調達するとしている物資について、有効性を確認し、必要な代替策を講じておく。

2020年5月上旬時点において、生活関連物資、感染対策物資として市中から不足しているものは、マ

スク、手指消毒薬、ハンドソープなどであるが、それ以前には、買い占めによるものを含めて、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュなどが店頭から消えた。さらには、所によりスパゲッティなどの乾麺や缶詰類が在庫不足を起こした。

自治体では、避難生活関連物資を備えているが、その一部は業者との協定により、発災直後に調達する計画となっている。感染症拡大時にその協定がうまく機能するか。協定に頼っている割合、および日々の在庫状況の把握が必要である。それにより、必要なカロリーを他の食料調達に依らなければならないことも想定すべきである。

さらには、物流の状況を把握しておくこと。調達物資はどのような物流手段によって届けられることとなっているか。現段階において、宅配業者、毎日のスーパーへの配送などは、人、車ともに、圧倒的に不足し、流通が滞っている。

### （9）情報発信のありかた

各種情報発信について、コロナ下の平時、発災危険時、発災時それぞれの内容を検討し、実施する。

防災行政無線から、「緊急事態宣言がされます。不要不急の外出は避けましょう。」と多くの自治体が内容に変化なく流している。コロナ下であるとはいえ、平時の住民への情報伝達手段が限られている。その中で、行政がコロナ下の避難に対する準備を進めていることを伝達し、住民の避難に備える意識変容を促さなければならない。避難を要する災害は今日にも起きる。とすれば、他の行政情報より優先して、広報誌やホームページ、回覧板、掲示などのあらゆる手段による必要がある。

その上で、災害が発生してしまった場合、オートマチックに従来の放送が流れるようになっていないだろうか。地域性や行政の取り組み度合いに合わせ、コロナ下での発災直後、住民に求める行動を適切に情報発信できる仕掛けの構築が急がれる。

具体的には、自宅避難が原則としておきながらも、大規模火災や氾濫流によっては、それが不可能となる場合があり、その情報が命を守るために必要であるからである。さらに、災害発生から1日目以降、複合災害である故に、コロナと自然災害の両方の情

報を適時、伝達していかなければならない。避難者が支援を受ける場合に注意すべき事項も、単独の災害と異なることを意識するべきである。

### （10）職員体制の再構築

災害対策の職員体制を、コロナを考慮した実効性あるものに変更しておく。

既に、自治体の多くでも出勤する職員の数絞っている。ERPでは、参集想定職員数をもとに、災害対策業務と、後回しにできない日常業務について、何人で行い、どこ部署から応援を求めかが決められている。そのプランが感染症拡大時にそのまま通用するとは考えられない。発災直後の人命救助から復興まで、そのフェーズに応じた感染症防御策を考えておかなければならない。

具体的な考え方としては、役所の作業として従来の「今すぐやることと、後回しにできること」に加えて、「感染拡大を防ぐためには遅らせることがやむを得ないこと」などの概念を入れていくことであろう。タイムライン全体の見直しが必要である。

ERPの見直しが図られたとすれば、それに従って業務を行う職員に必要な資材やスペースも加えておかなければならない。過去の災害で行政職員が睡眠もままならず、何週間も頑張り続けた。公務員にはそれなりの覚悟があるのは是としても、役所がクラスターとなって、市民に感染症を拡大させることはあってはならない。

災害対策本部の備えについては、前述したとおりである。

### （11）教育、その他の特別な施設

コロナ下における災害時の教育施設の活用、教育の早期再開、他の収容施設について検討を加えておく。

多くの自治体では小中学校の体育館を避難所として設定している。感染症拡大に伴い、避難所内での感染を防ぐ措置を講ずるよう求める国の通達もあり、その解決策として、体育館に加えて、一般の教室を使用することの協議を始めている自治体も多い。スペースの拡大と避難者の区画を成立させようとするものである。

過去の災害では、学校の体育館が避難所とされ、

次第に少数となったとしても避難者がそこに生活し続けることにより、学校の授業再開に影響した例が多くある。

災害発生以前から感染症により学校が休業していたかどうかにかかわらず、教育の早期再開は大きなテーマである。その課題に対しては、避難者が少数になってきたときの、移動させることのできる二次的避難所（いわゆる二次避難所＝福祉避難所とは異なる）を設定しておくことも必要である。これは、感染症拡大によって新たに生まれた課題ではないが、ほとんど手が付けられていない分野である。

これとは別に、避難所を設置している市区町村の一部では、虐待による児童等の一時保護施設をはじめとして、住民等を一時的に保護する施設を有している。これらの一時保護の理由は緊急性をもっており、感染症拡大や災害発生により中止できるものではない。したがってこのような施設において、複合災害の発生時にどのように受け入れる、また場合によっては、その施設からどのように逃がすかということも考えておかなければならない。

## （12）受援体制、ボランティアの受け入れ

現在想定している、物資、人員の受援は、コロナ下でも成立するものかを検討し必要な措置を講じておく。

他自治体からのプッシュ派遣職員を受け入れるべきか。

一般に、これまでの我が国が経験した災害においては、保健師や罹災証明発行のための職員が不足する。それを補うものとして、他自治体からの職員派遣を受けた場合、その者たちの安全な作業、安全な宿泊場所を保証できるか。

さらに、復旧・復興に向けて必須とされているボランティアについても同様である。

一自治体で解決する課題としては大きすぎるかもしれないが、少なくとも、その安全性が確保できる手立てが確立されるまでの間、ボランティアの受け入れが不可能であり、自治体からの職員派遣については、協定自治体等があれば、現段階で発災時の支援行動についての協議を始めていなければならない。

## （13）メディア対応

単純に「避難所へ避難」にはならないことを意識した避難情報、住民の意識変容にメディア活用を検討する。

コロナ下の災害時におけるメディアからの情報発信については、各メディアにより、検討がされている。「避難勧告が出されました。避難所は〇〇に開設されていますから避難してください。それが叶わない場合は、自宅の中で、より安全な場所へ移動して、命を守る最善の行動をとってください。」従来のこの呼びかけでよいのかの議論がされている。

この議論をメディア任せにすることは混乱を招く。各自治体が今後どのような体制を築けることができるのか。それによって、その地域、自治体の力量にあった、避難を促さなければならない。災害時の情報伝達でテレビの効果が最大であることは実証されているが、細かな地域性を踏まえた情報発信を苦手としている媒体であり、可能であれば、自治体とメディアとの協働作業により、命に繋がる情報発信を目指していくことが必要である。

さらに、コロナ下の平時にあっても、前述したような、自治体の限界の周知、住民の意識変容の促進、さらには住民のムーブメントを引き出す手段としても、メディアを活用することを考えるべきである。

## （14）住民による避難所運営の再構築

コロナ下であっても住民による避難所運営が可能である方策を、住民とともに考える。

東日本大震災後、避難所運営は住民主体ということが言われ、浸透してきている。自治体では、マニュアルを整備し、住民との協議会による検討、具体的な訓練を重ね、災害発生時には近隣住民自身で避難所のカギを開け、駆付けた少数の職員とともに避難所を運営する。ここまでの体制が整っている自治体は少なく、これは住民の理解と行政の努力の成果と言える。しかし、このことを逆から見れば、職員だけで全部の避難所のカギを開け、迎え入れ、運営することが現実的にはできないという前提に基づいている。感染症拡大時において、それらの決まり事が機能し得るか。住民防災組織が感染防御のヨロイカブトなしに運営の戦いに挑めるか。

この議論は避けて通れない。手引きに基づき住民

の意識変容を進め、避難所避難を最小限に抑えたうえで、十分な感染症対策を施した避難所を、住民に運営していただくしか方途が見いだせない。

そのためには、

- ・コロナの基礎知識の普及
- ・コロナを踏まえた運営マニュアルの整備
- ・感染防護服をはじめとする備品の確保
- ・感染症防御技術の習得を含む十分な訓練をやりきることである。

## 9. コロナと共生とは

### Livingwith Corona

#### ～新たな時代の防災を模索する～

新型コロナウイルス感染症の沈静化は、人類の多くが抗体を持つか、特効薬が開発されないかぎり、難しい。それは何年かかるか、現時点では見通せない。

医療専門家は、第二波、第三波が襲来すると指摘している。仮に後続波が来ても大きな波にしないことが医療崩壊を防ぎ感染症から国民の命を守るために重要なことである。

このことは、従来の避難所避難のようにクラスター発生要因となりうることを解消し、より安全な避難環境を再構築することに他ならない。

そのために自治体や避難すべき住民がそれぞれの役割を理解して、明日から行動して頂きたい。

新型コロナウイルス感染症は、感染しない、感染させない、対応行動が重要である。この感染症は、飛沫と接触が感染の大きな要因である。とすれば、在宅が安全であれば、動かない避難も大きな選択肢である。その場合は、自宅が浸水しない、地震の揺れにも強い空間を避難シェルターとする考え方もある。

これまで我が国は、事が起こる前に予め手を打っておく、事前防災の発想がなかった。それは災害対策基本法が、対策本部の立ち上げを、災害発生の恐れや発災にしてきた背景にある。つまり現象発生、後追い型の防災対応になっている問題が大きいと思っている。

これはこれまでの新型コロナに対する政府の対応を見ても明らかである。

新型コロナ感染症もこれから確実に後続波が襲来する可能性は高い。感染が始まってから、動き出しでは遅いのである。

早め早めに感染シナリオやその対応策を考え、用意し、備えておくことが如何なるものよりも重要な事と考えている。

このことが新たな時代にあって、新型コロナウイルス感染症と社会的距離を保ちながら、感染予防行動を基本に活動していくコロナとの共生であると思っている。

## 10. 第二版以降に向けて

本手引きは、洪水期までに一ヶ月を切り、急いで取りまとめていることから、次の項目については、掘り下げたとりまとめができていない。

「住民視点」の手引きも必要であることから引き続き、併せて取り組んで行く所存である。

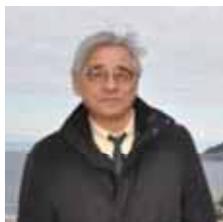
- ①要配慮者利用施設の避難
- ②避難行動要支援者、外国人等への対応
- ③二次避難所（福祉避難所）の対応
- ④帰宅困難者対策
- ⑤住民が避難を考えるためのフロー
- ⑥その他

また、市町村によっては、新型コロナウイルス感染症に備えた対応行動計画をとタイムラインとして策定し、試行運用している自治体もある。

第二版の中でタイムラインの提案していく予定である。

## 執筆者紹介

松尾 一郎



東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター客員教授  
CeMI 環境・防災研究所 副所長  
足立区総合防災行政アドバイザー  
三重県紀宝町防災行政総合アドバイザー  
大阪府貝塚市政策アドバイザー  
【専門】 危機管理、防災情報、防災行動

根本 昌宏



日本赤十字北海道看護大学 看護薬理学領域 教授  
日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター長  
避難所・避難生活学会理事  
北海道防災会議委員

植田 信策



石巻赤十字病院副院長  
東北大学医学部臨床准教授  
宮城県災害医療コーディネーター  
統括 DMAT  
避難所・避難生活学会代表理事  
社会医学系(災害医療)専門医・指導医  
呼吸器外科専門医

森本 真之助



伊勢赤十字病院救急部 医師  
日本 DMAT 隊員 統括 DMAT 登録者  
三重県地域災害医療コーディネーター  
紀南地域 災害医療アドバイザー  
医療経営士 2級  
【専門】 救急医療、災害医療、医療経営

川口 隆尋



CeMI 環境・防災研究所 上席研究員  
元 東京都板橋区防災危機管理課長、土木部管理課長  
【専門】 自治体の危機管理、防災まちづくり

作間 敦、広田 達郎、荒木 優弥 (CeMI 環境・防災研究所)

## 参考資料

※1 大規模災害と感染症 賀来満夫

[http://medical.radionikkei.jp/kansenshotoday\\_pdf/kansenshotoday-181219.pdf](http://medical.radionikkei.jp/kansenshotoday_pdf/kansenshotoday-181219.pdf)

※2 熊本地震：熊本地震における感染症コントロールに向けた当課の経験／  
熊本県健康福祉部健康危機管理課

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/kikikanri/H28/12-8.pdf>

※3 新型コロナウイルスの科学（4） 越智小枝

<http://ieei.or.jp/2020/04/expl200415/>

※4 国立感染症研究所 ダイアモンドプリンセス号環境検査に関する報告

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484idsc/9597-covid19-19.html>

※5 倉敷市連合医師会（新型コロナウイルス感染症蔓延期を想定した避難所設営の方針に関する提案）

<http://www.kurashiki-med.or.jp/pdf/proposal2004.pdf>

※6 避難所区画材料の例

[http://digital.asahi.com/articles/ASN4P45DHN4HULZU007.html?ref=tw\\_asahi](http://digital.asahi.com/articles/ASN4P45DHN4HULZU007.html?ref=tw_asahi)

※7 避難所区画の例

<http://dsrl.jp/wp-content/uploads/2020/04/e71a82466613b9099214ec979b766135.pdf>

※8 動線分離の留意点

[http://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster\\_relief/2020covid\\_19/2020covid\\_19\\_guide1.pdf](http://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guide1.pdf)

※9 避難に備えて非常持ち出し袋に入れたい新型コロナウイルス対策備品について

[http://www.npo-cemi.com/covid-19/covid-19\\_evac\\_items.pdf](http://www.npo-cemi.com/covid-19/covid-19_evac_items.pdf)

新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）  
～ Livingwith Corona ～

発行 2020年 5月 14日 第一版

編著者 新型コロナ感染症と災害避難研究会

松尾一郎 東京大学大学院情報学環総合情報研究センター客員教授

根本昌宏 日本赤十字北海道看護大学看護薬理学領域教授

植田信策 石巻赤十字病院副院長 呼吸器外科医師

森本真之助 伊勢赤十字病院救急部 医師

川口隆尋、作間敦、広田達郎、荒木優弥（CEM 環境・防災研究所）

掲載場所：NPO 法人 環境防災総合政策研究機構

<http://www.npo-cemi.com/index.html>

問い合わせ先：

[corona-eva-bihin@community-bosai.jp](mailto:corona-eva-bihin@community-bosai.jp)